

# 給与に関する報告及び勧告

令和6年10月

横浜市人事委員会





人 調 第 555 号

令和 6 年 10 月 9 日

横浜市会議長 鈴木 太郎 様  
横浜市 長 山中 竹 春 様

横浜市人事委員会委員長 水地 啓子

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、一般職の職員の給与に関して、別紙第 1 のとおり報告し、併せて別紙第 2 のとおり勧告します。

また、同法第 8 条の規定に基づき、本市の人事給与制度等に関して、別紙第 3 のとおり報告します。



# 目 次

## 別紙第 1

(ページ)

職員の給与に関する報告	1
1 職員給与と民間給与の調査	2
2 職員給与と民間給与の比較	3
3 国家公務員の給与	5
4 給与改定に関する考え方	5
(参考) 人事院勧告の概要	7

## 別紙第 2

(ページ)

勧告	9
----	---

## 別紙第 3

(ページ)

人事給与制度等に関する報告（意見）	23
1 人材の確保及び育成	23
(1) 人材の確保	23
(2) 多様な成長機会を通じた人材の育成	24
2 全ての職員が持てる力を発揮できる職場づくり	26
(1) 柔軟な働き方や仕事と生活の両立を可能とする制度等の推進	26
(2) 女性職員の活躍推進	27
(3) 障害のある職員の活躍推進	28
(4) 会計年度任用職員の活躍推進	29
3 心身ともに健康に働ける職場づくり	29
(1) 長時間労働の是正	29
(2) 職員の心身の健康の確保	30
(3) ハラスメントの防止	31
むすびに	32



## 職員の給与に関する報告

本市職員の給与の決定については、市民及び職員の理解と納得を得る必要があることから、本委員会が、本市職員の給与と市内民間企業従業員の給与について、主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させることで精確な比較を行い、民間給与の水準と均衡させることを基本に、必要な勧告等を行ってきた。

地方公務員法に基づく給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることの代償措置としての機能を有するものであり、この勧告に基づき職員給与が決定されることで、職員給与を社会一般の情勢に適応した適正な水準とすることができると考える。

本委員会は、このような考え方にに基づき、職員給与と民間給与との比較をはじめ給与決定の基礎となる諸条件の調査を行った上で、本市職員の給与に関する報告を行うものである。

## 1 職員給与と民間給与の調査

### (1) 職員給与の実態調査

本委員会は、本年4月1日現在における本市職員の給与等の実態を把握するため、「横浜市職員給与等実態調査」を実施した。

調査対象は、一般職の職員（技能職員、企業局職員、会計年度任用職員、休職者及び「横浜市一般職職員の給与に関する条例」附則第43条第1項により給料月額が決定される職員（以下「給料月額7割措置の適用者<sup>1</sup>」）等を除く。）32,973人である。

調査項目は、本市職員の給料月額及び諸手当の支給状況等である。

[調査結果：参考資料第1表～6表（40～65頁）]

### (2) 民間給与の実態調査

本委員会は、市内民間企業従業員の給与等の実態を把握するため、人事院等と共同して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、全国統一の内容及び方法で行うものであり、調査対象は、市内民間事業所のうち、次表の調査対象産業に分類された、正規の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、支店等の事業所単位で50人以上の民間事業所である。

本年の本市における調査対象事業所数は1,469事業所であり、これらを産業、企業規模、本店・支店の別の条件でグループ化し、各グループの中から無作為に抽出した291事業所について調査を実施した（層化無作為抽出法）。

調査項目は、次表の調査対象職種（76職種）に従事する者の4月分の給与月額、初任給月額、特別給（賞与等）及び諸手当の支給状況等である。

[調査結果：参考資料第7表～15表（69～82頁）]

---

<sup>1</sup> 定年引上げに伴い、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、給料月額が100分の70を乗じて得た額となる措置の適用を受けている職員のこと。



《調査対象産業等一覧》

項目	内容
調査対象産業 (1,469事業所)	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、その他のサービス業）
調査対象職種 (76職種)	事務・技術（支店長、工場長、部長、課長、係長、係員その他）、技能・労務（守衛その他）、教育（大学教授、高等学校教諭その他）、研究（研究員その他）、医療（医師、看護師その他医療技術職）等
調査実人員	14,662人

## 2 職員給与と民間給与の比較

### (1) 月例給

職員給与については、行政職員給料表が適用されている職員（休職者及び給料月額7割措置の適用者等を除く。）のうち、医療技術・看護関係職員及び指導主事等を除いた事務・技術関係職員を対象とした。民間給与については、これと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員の4月分の給与月額を用いた。

その上で、主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させるラスパイレス方式により、職員給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当）と民間給与（所定内給与月額から通勤手当額を除いた額）の比較を行った。

具体的には、個々の本市職員に対し、給与決定要素を同じくする市内民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合の給与総額と、現に職員に支払った給与総額とを算出した上で、一人当たりどの程度の差があるかを比較した。

その結果、次のとおり、職員給与が民間給与を10,866円（2.76%）下回っている。

### 本市職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[ \frac{(A)-(B)}{(B)} \right]$
404,355円	393,489円	10,866円 (2.76%)

(注) 別途「初任給」の調査を行っているため、給与の比較には、本市・民間ともに新卒採用者の給与は含まれていない。

### (2) 特別給

市内民間事業所における昨年8月から本年7月までの1年間の特別給の支給実績が、所定内給与月額の内何月分かを把握し、これと条例で定められた本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を比較した。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、市内民間事業所従業員の特別給の支給実績は、年間で所定内給与月額の4.62月分に相当しており、本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合がそれを0.12月分下回っている。

民間	本市
4.62月分	4.50月分

[参考資料第9表 (78頁)]

### (3) 初任給

市内民間事業所と本市における初任給は、次のとおりである。

学 歴	民間 (事務・技術)	本市 (一般行政職)
大 学 卒	224,779円	226,316円
高 校 卒	190,466円	192,328円

[参考資料第11表 (79頁)]

### 3 国家公務員の給与

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行った。

国家公務員給与が民間給与を11,183円（2.76%）下回っており、民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）に係る措置も前倒しで講じることにより、初任給を大幅に引き上げる他、若年層が在職する号俸に特に重点を置くとともに、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸にも重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引き上げるよう言及した。

期末手当及び勤勉手当について、国家公務員の平均支給月数が民間事業所従業員の特別給の支給割合（月数）を年間で0.10月分下回っており、支給月数を0.1月分引き上げるよう言及した。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分するとしている。

[参考（7頁）]

### 4 給与改定に関する考え方

以上述べた本市の職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について措置する必要があると考える。

#### (1) 月例給

前記2(1)のとおり、本年4月時点で本市職員給与が民間給与を10,866円（2.76%）下回っていることから、同月に遡及して民間給与との較差を解消する必要がある。

較差の解消に当たっては、給料表の引上げ改定を行うこととし、行政職員給料表の改定に当たっては、若年層の職員が在職する号給に重点を置きながら、全ての号給に一定の改善が及ぶよう、所要の改定を行う。

特に、人材確保の観点から、国及び他の地方公共団体の水準等を

考慮し、行政事務の職に採用される新規学卒者に対して適用する初任給について、大学卒は23,800円、短大卒は22,600円、高校卒は21,400円引き上げる。

なお、消防職員給料表、教育職員給料表及び医療職員給料表については、行政職員給料表の改定方針に準じた改定を行う。

定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、各級の最高号給の改定額を基に、所要の引上げ改定を行う。

特定任期付職員の給料表については、これまでの経緯を踏まえ、国との均衡を考慮した改定を行う。

また、会計年度任用職員の報酬額の改定についても、常勤職員の給与の改定内容等を考慮し、適切に対応することが適当である。

## (2) 特別給

特別給については、前記2(2)のとおり、本市の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合が、市内民間事業所の特別給の年間支給割合を0.12月分下回っていた。このため、期末手当及び勤勉手当について、昨年8月から本年7月までの1年間における市内民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げる。

なお、支給月数の引上げ分は、市内民間事業所における特別給の支給状況や、人事院勧告における特別給の改定状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に、0.05月分ずつ均等に配分する。

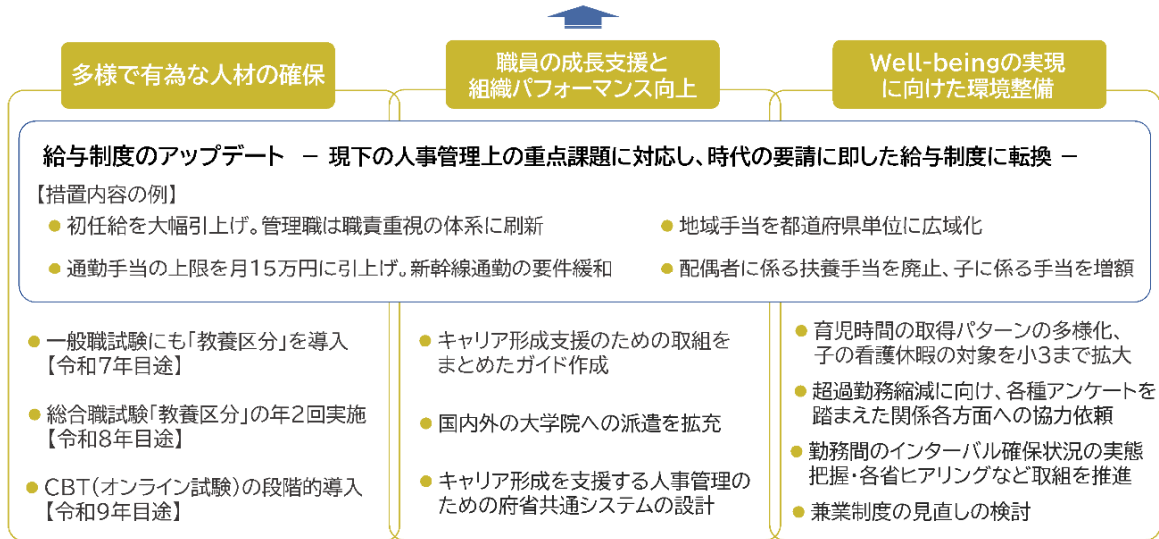
## (参考) 人事院勧告の概要

### 令和6年 人事院勧告・報告の概要



#### ■ 人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



#### 人事行政諮問会議 中間報告を 踏まえた取組

- 職員の判断のよりどころとなり、国民の信頼を得るための行動規範の検討
- 職務給の原則や能力・実績主義の徹底に必要な施策等の検討  
(在級期間に係る制度・運用の見直しの検討、官民給与の比較を行う際の企業規模の検討など)

### 令和6年 人事院勧告・報告の概要



#### ■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

**月例給** [本年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

● 官民較差: 11,183円(2.76%)

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ **給与制度のアップデートの先行実施**  
【総合職(大卒)】 230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】 220,000円(+12.1%[+23,800円])  
【一般職(高卒)】 188,000円(+12.8%[+21,400円])

● 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

- ※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定  
行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
- ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

**ボーナス** [直近1年間(昨年8月~本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

● 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤労手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

**寒冷地手当** 【手当額改定:令和6年4月実施、支給地域改定:令和7年4月実施】

● 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

### ■ 給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準上げは、令和6年4月に先行実施)】

- 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

<b>俸給</b>	初任給・若年層の水準を大幅引上げ 係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し
<b>地域手当</b>	都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置) 異動保障を3年間に延長
<b>通勤手当等</b>	支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和
<b>扶養手当</b>	配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額
<b>ボーナス</b>	成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充
<b>その他手当</b>	管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大 再任用職員の手当拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)

### ■ 国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
  - ・ 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
  - ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

## 勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）及び横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年12月横浜市条例第115号）を改正することを勧告する。

### 1 令和6年4月の公民較差に基づく措置

#### (1) 給料表

行政職員給料表、消防職員給料表、教育職員給料表及び医療職員給料表を別記第1のとおり改定すること。

また、特定任期付職員に適用する給料表を別記第2のとおり改定すること。

#### (2) 期末手当及び勤勉手当

次の表に掲げる支給割合となるよう改定すること。

ア 令和6年12月期

(単位：月分)

	定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員	
	一般職員	管理職員	一般職員	管理職員
期末手当	1.3	1.1	0.7125	0.6125
勤勉手当	1.05	1.25	0.5375	0.6375

## イ 令和7年6月期以降

(単位:月分)

	定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員	
	一般職員	管理職員	一般職員	管理職員
期末手当	1.275	1.075	0.7	0.6
勤勉手当	1.025	1.225	0.525	0.625

**2 実施時期**

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。

ただし、1(2)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。



# 別記第1 行政職員給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	166,300	233,700	249,500	260,600	280,700	329,900	462,800	550,000
	2	167,400	235,000	250,800	262,300	282,800	332,500	465,700	552,400
	3	168,500	236,300	252,100	263,900	285,000	335,200	468,700	554,700
	4	169,500	237,600	253,400	266,100	287,100	337,900	471,700	557,000
	5	170,400	238,900	254,700	268,300	289,200	340,500	474,800	559,200
	6	171,400	240,200	256,000	270,500	291,200	343,100	477,900	561,400
	7	172,400	241,500	257,300	272,600	293,200	345,700	480,900	563,400
	8	173,500	242,800	258,600	274,700	295,200	348,400	483,800	565,400
	9	174,500	244,100	259,900	276,800	297,200	351,000	486,600	567,400
	10	175,600	245,400	261,200	278,900	299,200	353,600	489,000	569,400
	11	176,700	246,700	262,500	281,000	301,200	356,200	491,300	571,400
	12	177,800	248,000	263,800	283,200	303,300	358,900	493,500	573,200
	13	178,900	249,300	265,100	285,400	305,400	361,600	495,700	575,000
	14	179,900	250,600	266,400	287,500	307,500	364,200	497,100	576,700
	15	180,900	251,900	267,700	289,600	309,500	366,900	498,500	578,400
	16	182,000	253,200	269,000	291,700	311,500	369,600	499,900	580,100
	17	183,000	254,500	270,400	293,800	313,500	372,300	501,300	581,700
	18	184,100	255,800	271,900	295,900	315,600	375,000	502,600	583,200
	19	185,200	257,100	273,400	298,000	317,600	377,600	503,900	584,600
	20	186,200	258,400	275,000	300,200	319,500	380,200	505,200	585,900
	21	187,200	259,700	276,600	302,200	321,500	382,900	506,200	587,200
	22	188,400	261,000	278,200	304,200	323,500	385,500	507,200	588,400
	23	189,600	262,300	279,900	306,200	325,600	388,200	508,100	589,600
	24	190,900	263,600	281,600	308,200	327,700	390,900	508,900	590,700
	25	192,200	264,900	283,300	310,100	329,900	393,500	509,700	591,800
	26	193,900	266,200	285,000	312,200	332,000	396,200	510,500	593,000
	27	195,600	267,500	286,700	314,200	334,200	398,900	511,300	594,100
	28	197,300	268,800	288,400	316,100	336,400	401,600	512,200	595,300
	29	199,300	270,100	290,100	317,900	338,600	404,100	513,000	596,400
	30	201,300	271,400	291,800	319,900	340,800	406,700	513,800	597,500
	31	203,700	272,700	293,200	321,900	343,000	409,200	514,600	598,600
	32	206,100	274,000	294,600	323,900	345,200	411,700	515,400	599,800
	33	208,500	275,300	296,000	325,800	347,400	414,200	516,200	600,900
	34	211,100	276,600	297,400	327,900	349,500	416,600	517,000	602,000
	35	213,700	277,900	298,800	330,000	351,600	419,000	517,800	603,200
	36	216,300	279,200	300,200	332,200	353,600	421,400	518,700	604,300
	37	218,900	280,500	301,600	334,200	355,600	423,800	519,500	605,400
	38	220,300	281,800	303,000	336,100	357,500	426,100	520,300	606,500
	39	221,400	283,100	304,400	338,200	359,500	428,500	521,200	607,600
	40	222,500	284,400	305,800	340,300	361,400	430,900	522,100	608,800
	41	223,600	285,900	307,200	342,100	363,200	433,200	522,900	609,900
	42	224,700	287,700	309,100	344,200	365,100	435,300	523,700	611,000
	43	225,900	289,200	310,900	346,200	367,000	437,400	524,600	612,100
	44	227,200	290,900	312,800	348,300	368,800	439,400	525,500	613,300
	45	228,500	292,200	314,700	350,300	370,600	441,400	526,300	614,400
	46	229,800	293,200	316,700	352,200	372,300	443,300	527,100	615,500
	47	231,100	294,200	318,700	354,200	373,900	445,100	527,900	616,600
	48	232,400	295,300	320,700	356,200	375,500	446,800	528,800	617,700
	49	233,700	296,300	322,700	358,100	377,000	448,400	529,600	618,800
	50	235,000	297,900	324,700	359,900	378,400	450,000	530,400	619,900
	51	236,300	299,600	326,700	361,700	379,700	451,500	531,200	621,000
	52	237,600	301,400	328,700	363,500	381,100	452,900	532,100	622,100
	53	238,900	303,100	330,700	365,300	382,300	454,200	533,000	623,300
	54	240,200	304,900	332,700	367,000	383,500	455,400	533,800	624,400
	55	241,500	306,700	334,700	368,700	384,700	456,500	534,600	625,500
56	242,800	308,300	336,700	370,300	385,900	457,500	535,500	626,700	

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	57	244,100	310,100	338,600	371,700	387,100	458,400	536,400	627,800
	58	245,400	312,000	340,500	372,900	388,200	459,200	537,200	
	59	246,700	313,800	342,400	374,200	389,300	460,100	538,000	
	60	248,000	315,500	344,300	375,400	390,300	460,900	538,800	
	61	249,300	317,200	346,200	376,700	391,200	461,600	539,700	
	62	250,600	318,700	348,000	377,900	392,100	462,300		
	63	251,900	320,300	349,700	379,000	393,000	463,000		
	64	253,200	321,800	351,400	380,100	393,800	463,700		
	65	254,500	323,400	353,000	381,100	394,600	464,300		
	66	255,800	324,700	354,500	382,000	395,300	464,900		
	67	257,100	325,900	355,900	382,900	395,900	465,600		
	68	258,400	327,200	357,300	383,700	396,500	466,300		
	69	259,700	328,300	358,600	384,400	397,100	467,000		
	70	261,000	329,500	359,900	385,100	397,600	467,600		
	71	262,300	330,600	361,200	385,800	398,100	468,300		
	72	263,600	331,700	362,400	386,400	398,700	469,000		
	73	264,900	332,700	363,500	387,000	399,300	469,600		
	74	266,200	333,800	364,500	387,600	399,800	470,200		
	75	267,500	335,000	365,400	388,100	400,300	470,900		
	76	268,800	336,100	366,300	388,500	400,700	471,600		
	77	270,100	337,100	367,200	388,800	401,200	472,200		
	78	271,400	338,000	368,000	389,200	401,600	472,900		
	79	272,700	338,900	368,700	389,500	402,000	473,600		
	80	274,000	339,700	369,300	389,800	402,400	474,200		
	81	275,300	340,400	369,900	390,100	402,800	474,800		
	82	276,600	341,100	370,600	390,400	403,100	475,500		
	83	277,900	341,800	371,200	390,700	403,500	476,200		
	84	279,200	342,400	371,800	391,000	403,800	476,800		
	85	280,500	343,000	372,300	391,300	404,100	477,400		
	86	281,800	343,600	372,700	391,600	404,500	478,000		
	87	283,100	344,200	373,100	391,900	404,800	478,700		
	88	284,400	344,800	373,500	392,200	405,100	479,400		
	89	285,800	345,300	373,900	392,500	405,400	480,000		
	90	287,300	345,800	374,300	392,800	405,700	480,700		
	91	288,800	346,300	374,700	393,100	406,100	481,400		
	92	290,300	346,800	375,000	393,400	406,400	482,000		
	93	291,800	347,400	375,400	393,700	406,700	482,600		
	94	292,600	347,900	375,800	394,000	407,100	483,300		
	95	293,200	348,300	376,200	394,300	407,400	484,000		
	96	293,800	348,800	376,600	394,600	407,700	484,700		
	97	294,200	349,300	376,900	394,900	408,000	485,300		
	98	294,700	349,800	377,300	395,200	408,300	486,000		
	99	295,100	350,300	377,600	395,600	408,700	486,700		
	100	295,600	350,800	378,000	395,900	409,000	487,300		
	101	295,900	351,200	378,300	396,200	409,400	487,900		
	102	296,300	351,500	378,700	396,500	409,900	488,600		
	103	296,600	351,800	379,000	396,800	410,300	489,300		
	104	297,000	352,100	379,400	397,100	410,700	489,900		
	105	297,400	352,400	379,700	397,400	411,100	490,600		
	106	297,800		380,100	397,800	411,600	491,200		
	107	298,200		380,500	398,100	412,000	491,900		
	108	298,500		380,800	398,400	412,400	492,500		
	109	298,800		381,100	398,700	412,800	493,200		
	110	299,100		381,500	399,000	413,300	493,900		
	111	299,400		381,900	399,400	413,700	494,500		
	112	299,700		382,200	399,700	414,100	495,100		

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	113	円 300,100	円	円 382,600	円 400,000	円 414,500	円 495,800	円	円
	114			383,000	400,400	414,900	496,500		
	115			383,400	400,700	415,400	497,100		
	116			383,700	401,000	415,800	497,700		
	117			384,100	401,300	416,200	498,400		
	118			384,500	401,600	416,600	499,100		
	119			384,900	401,900	417,100	499,800		
	120			385,200	402,300	417,500	500,400		
	121			385,600	402,700	417,900	501,000		
	122			386,000	403,200	418,400			
	123			386,300	403,600	418,900			
	124			386,700	404,000	419,300			
	125			387,000	404,300	419,700			
	126			387,400	404,700	420,100			
	127			387,800	405,200	420,600			
	128			388,100	405,600	421,000			
	129			388,500	406,000	421,400			
	130			388,900	406,500	421,900			
	131			389,200	407,000	422,300			
	132			389,500	407,400	422,700			
133			389,800	407,700	423,100				
134				408,100	423,600				
135				408,600	424,100				
136				409,000	424,500				
137				409,400	424,900				
138				409,900	425,300				
139				410,400	425,700				
140				410,800	426,100				
141				411,200	426,500				
142				411,700					
143				412,100					
144				412,500					
145				412,900					
146				413,400					
147				413,900					
148				414,300					
149				414,700					
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 190,100	円 215,600	円 251,000	円 268,400	円 290,000	円 322,600	円 358,900	円 392,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 消防職員給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,100	222,700	245,500	260,600	280,700	329,900	462,800
	2	201,800	224,400	246,700	262,300	282,800	332,500	465,700
	3	202,400	226,000	248,000	263,900	285,000	335,200	468,700
	4	203,000	227,700	249,400	266,100	287,100	337,900	471,700
	5	203,500	229,400	250,800	268,300	289,200	340,500	474,800
	6	204,500	231,100	252,000	270,500	291,200	343,100	477,900
	7	205,500	232,300	253,200	272,600	293,200	345,700	480,900
	8	206,500	233,300	254,300	274,700	295,200	348,400	483,800
	9	207,400	234,400	255,300	276,800	297,200	351,000	486,600
	10	208,000	235,500	256,500	278,900	299,200	353,600	489,000
	11	208,800	236,700	257,700	281,000	301,200	356,200	491,300
	12	209,600	238,200	259,000	283,200	303,300	358,900	493,500
	13	210,400	239,600	260,200	285,400	305,400	361,600	495,700
	14	211,400	241,300	261,400	287,500	307,500	364,200	497,100
	15	212,300	242,700	262,700	289,600	309,500	366,900	498,500
	16	213,100	244,100	264,100	291,700	311,500	369,600	499,900
	17	214,200	245,500	265,400	293,800	313,500	372,300	501,300
	18	216,700	246,700	266,700	295,900	315,600	375,000	502,600
	19	218,400	248,000	267,900	298,000	317,600	377,600	503,900
	20	220,200	249,100	269,200	300,200	319,500	380,200	505,200
	21	222,100	250,100	270,400	302,200	321,500	382,900	506,200
	22	223,800	251,200	271,900	304,200	323,500	385,500	507,200
	23	225,400	252,200	273,400	306,200	325,600	388,200	508,100
	24	227,100	253,300	275,000	308,200	327,700	390,900	508,900
	25	228,900	254,600	276,600	310,100	329,900	393,500	509,700
	26	230,800	255,900	278,200	312,200	332,000	396,200	510,500
	27	232,000	257,400	279,900	314,200	334,200	398,900	511,300
	28	233,000	258,800	281,600	316,100	336,400	401,600	512,200
	29	234,100	260,200	283,300	317,900	338,600	404,100	513,000
	30	235,200	261,400	285,000	319,900	340,800	406,700	513,800
	31	236,400	262,700	286,700	321,900	343,000	409,200	514,600
	32	237,400	264,100	288,400	323,900	345,200	411,700	515,400
	33	238,600	265,400	290,100	325,800	347,400	414,200	516,200
	34	240,300	266,700	291,800	327,900	349,500	416,600	517,000
	35	241,900	267,900	293,300	330,000	351,600	419,000	517,800
	36	243,700	269,000	294,700	332,200	353,600	421,400	518,700
	37	245,200	270,400	295,900	334,200	355,600	423,800	519,500
	38	246,400	271,600	297,000	336,100	357,500	426,100	520,300
	39	247,400	272,900	297,900	338,200	359,500	428,500	521,200
	40	248,400	274,200	299,600	340,300	361,400	430,900	522,100
	41	249,500	275,500	301,300	342,400	363,200	433,200	522,900
	42	250,500	276,800	303,000	344,200	365,100	435,300	523,700
	43	251,500	278,100	304,400	346,200	367,000	437,400	524,600
	44	252,600	279,400	305,800	348,300	368,800	439,400	525,500
	45	254,100	280,700	307,200	350,300	370,600	441,400	526,300
	46	255,400	282,000	309,100	352,200	372,300	443,300	527,100
	47	256,900	283,300	310,900	354,200	373,900	445,100	527,900
	48	258,200	284,600	312,800	356,200	375,500	446,800	528,800
	49	259,500	285,900	314,700	358,100	377,000	448,400	529,600
	50	261,100	287,200	316,700	359,900	378,400	450,000	530,400
	51	262,300	288,500	318,700	361,700	379,700	451,500	531,200
	52	263,400	289,800	320,700	363,500	381,100	452,900	532,100
	53	264,800	291,100	322,700	365,300	382,300	454,200	533,000
	54	266,200	292,400	324,700	367,000	383,500	455,400	533,800
	55	267,300	293,700	326,700	368,700	384,700	456,500	534,600
56	268,400	295,200	328,700	370,300	385,900	457,500	535,500	

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	57	269,600	296,700	330,700	371,700	387,100	458,400	536,400
	58	270,600	298,000	332,700	372,900	388,200	459,200	537,200
	59	271,800	300,000	334,700	374,200	389,300	460,100	538,000
	60	273,000	301,800	336,700	375,400	390,300	460,900	538,800
	61	274,100	303,500	338,600	376,700	391,200	461,600	539,700
	62	275,200	305,500	340,500	377,900	392,100	462,300	
	63	276,500	307,400	342,400	379,000	393,000	463,000	
	64	277,900	309,200	344,300	380,100	393,800	463,700	
	65	279,200	311,100	346,200	381,100	394,600	464,300	
	66	280,500	313,100	348,000	382,000	395,300	464,900	
	67	281,800	314,900	349,700	382,900	395,900	465,600	
	68	283,100	316,700	351,400	383,700	396,500	466,300	
69	284,400	318,600	353,000	384,400	397,100	467,000		
70	285,800	320,400	354,500	385,100	397,600	467,600		
71	287,100	322,200	355,900	385,800	398,100	468,300		
72	288,300	324,000	357,300	386,400	398,700	469,000		
73	289,600	325,900	358,600	387,000	399,300	469,600		
74	290,900	327,700	359,900	387,600	399,800	470,200		
75	292,100	329,400	361,200	388,100	400,300	470,900		
76	293,200	331,000	362,400	388,500	400,700	471,600		
77	294,200	332,600	363,500	388,800	401,200	472,200		
78	294,500	334,200	364,500	389,200	401,600	472,900		
79	295,000	335,800	365,400	389,500	402,000	473,600		
80	295,500	337,300	366,300	389,800	402,400	474,200		
81	296,000	338,800	367,200	390,100	402,800	474,800		
82	296,500	340,300	368,000	390,400	403,100	475,500		
83	297,000	341,800	368,700	390,700	403,500	476,200		
84	297,500	343,200	369,300	391,000	403,800	476,800		
85	298,000	344,600	369,900	391,300	404,100	477,400		
86	298,400	345,900	370,600	391,600	404,500	478,000		
87	299,100	347,200	371,200	391,900	404,800	478,700		
88	299,600	348,500	371,800	392,200	405,100	479,400		
89	300,200	349,700	372,300	392,500	405,400	480,000		
90	300,700	350,600	372,700	392,800	405,700	480,700		
91	301,400	351,500	373,100	393,100	406,100	481,400		
92	302,000	352,300	373,500	393,400	406,400	482,000		
93	302,600	353,000	373,900	393,700	406,700	482,600		
94	303,100	353,700	374,300	394,000	407,100	483,300		
95	303,500	354,300	374,700	394,300	407,400	484,000		
96	303,800	354,800	375,000	394,600	407,700	484,700		
97	304,100	355,300	375,400	394,900	408,000	485,300		
98	304,400	356,100	375,800	395,200	408,300	486,000		
99	304,700	357,000	376,200	395,600	408,700	486,700		
100	305,000	357,800	376,600	395,900	409,000	487,300		
101	305,400	358,600	376,900	396,200	409,400	487,900		
102	305,700	359,300	377,300	396,500	409,900	488,600		
103	306,000	360,000	377,600	396,800	410,300	489,300		
104	306,300	360,700	378,000	397,100	410,700	489,900		
105	306,700	361,400	378,300	397,400	411,100	490,600		
106	307,000	362,100	378,700	397,800	411,600	491,200		
107	307,300	362,800	379,000	398,100	412,000	491,900		
108	307,600	363,400	379,400	398,400	412,400	492,500		
109	308,000	364,000	379,700	398,700	412,800	493,200		
110	308,300	364,700	380,100	399,000	413,300	493,900		
111	308,600	365,400	380,500	399,400	413,700	494,500		
112	308,900	366,000	380,800	399,700	414,100	495,100		

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	113	円 309,300	円 366,600	円 381,100	円 400,000	円 414,500	円 495,800	円
	114		366,900	381,500	400,400	414,900	496,500	
	115		367,400	381,900	400,700	415,400	497,100	
	116		367,700	382,200	401,000	415,800	497,700	
	117		368,400	382,600	401,300	416,200	498,400	
	118			383,000	401,600	416,600	499,100	
	119			383,400	401,900	417,100	499,800	
	120			383,700	402,300	417,500	500,400	
	121			384,100	402,700	417,900	501,000	
	122			384,500	403,200	418,400		
	123			384,900	403,600	418,900		
	124			385,200	404,000	419,300		
	125			385,600	404,300	419,700		
	126			386,000	404,700	420,100		
	127			386,300	405,200	420,600		
	128			386,700	405,600	421,000		
	129			387,000	406,000	421,400		
	130			387,400	406,500	421,900		
	131			387,800	407,000	422,300		
	132			388,100	407,400	422,700		
133			388,500	407,700	423,100			
134			388,900	408,100	423,600			
135			389,200	408,600	424,100			
136			389,500	409,000	424,500			
137			389,800	409,400	424,900			
138				409,900	425,300			
139				410,400	425,700			
140				410,800	426,100			
141				411,200	426,500			
142				411,700				
143				412,100				
144				412,500				
145				412,900				
146				413,400				
147				413,900				
148				414,300				
149				414,700				
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 190,200	円 215,300	円 251,000	円 268,400	円 290,000	円 322,600	円 358,900

備考 この表は、消防吏員に適用する。

# 教育職員給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	200,500	217,700	276,800	314,300	409,900
	2	202,000	220,000	278,600	316,800	411,300
	3	203,500	222,300	280,400	319,600	412,800
	4	205,100	224,600	282,200	321,900	414,300
	5	206,700	226,900	284,000	324,200	415,700
	6	208,700	229,200	285,600	326,500	417,100
	7	210,700	231,500	287,300	328,700	418,600
	8	212,700	233,800	288,700	330,900	420,100
	9	214,700	236,100	290,400	333,000	421,500
	10	216,800	238,600	292,100	335,500	422,900
	11	218,800	241,100	293,800	338,100	424,300
	12	220,800	243,600	295,100	340,800	425,500
	13	222,800	246,100	296,600	343,000	426,700
	14	225,000	247,800	298,100	344,900	428,000
	15	227,200	249,500	299,300	346,800	429,200
	16	229,200	251,100	300,800	348,900	430,500
	17	231,300	252,700	302,000	350,900	431,600
	18	233,500	253,900	303,500	353,000	432,800
	19	235,800	255,000	305,000	355,200	433,900
	20	237,900	256,100	306,500	357,100	435,100
	21	240,200	257,200	308,000	359,000	436,100
	22	242,200	258,300	309,500	361,000	437,200
	23	244,200	259,400	311,300	363,100	438,300
	24	246,200	260,500	313,100	365,100	439,500
	25	248,000	261,500	314,900	366,600	440,700
	26	248,800	262,800	316,700	368,000	441,800
	27	249,600	264,100	318,500	369,800	442,700
	28	250,300	265,400	320,300	371,600	443,700
	29	251,000	266,700	322,100	373,300	444,900
	30	251,900	268,300	324,000	374,700	445,900
	31	252,600	269,900	325,900	375,800	446,900
	32	253,400	271,500	327,600	377,300	447,900
	33	254,000	273,100	329,100	378,600	449,000
	34	254,900	275,000	330,600	380,000	449,900
	35	255,600	276,900	332,100	381,400	450,700
	36	256,400	278,800	333,600	382,900	451,400
	37	257,200	280,700	335,100	384,600	452,200
	38	257,800	282,500	336,600	385,900	453,000
	39	258,700	284,200	338,100	387,100	453,800
	40	259,500	285,900	339,600	388,500	454,600
	41	260,200	287,500	341,100	389,500	455,500
	42	260,900	288,900	342,600	390,700	456,200
	43	261,600	290,300	344,400	391,800	457,000
	44	262,200	291,700	346,200	393,100	457,800
	45	263,000	293,100	347,800	394,300	458,700
	46	263,600	294,500	349,500	395,900	459,500
	47	264,100	295,900	351,400	397,400	460,300
	48	264,700	297,200	353,300	398,800	461,100
	49	265,300	298,500	354,600	400,100	462,000
	50	265,900	299,700	356,400	401,400	462,800
	51	266,500	300,900	358,100	402,800	463,600
	52	267,100	302,100	359,900	404,100	464,400
	53	267,700	303,300	361,800	405,200	465,300
	54	268,300	304,500	363,500	406,400	466,000
	55	268,900	305,700	365,100	407,400	466,600
56	269,500	306,900	366,700	408,400	467,300	

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	57	円 270,100	円 308,300	円 368,100	円 409,600	円 468,100
	58	270,700	309,700	369,600	410,700	
	59	271,300	311,400	371,000	411,800	
	60	271,900	313,100	372,400	413,000	
	61	272,500	314,800	373,500	414,100	
	62	273,100	316,500	374,700	415,000	
	63	273,700	318,100	376,100	416,200	
	64	274,300	319,700	377,400	417,500	
	65	274,900	321,200	378,700	418,400	
	66	275,500	322,700	379,900	419,200	
	67	276,100	324,000	381,100	420,300	
	68	276,700	325,400	382,400	421,400	
69	277,300	326,800	383,700	422,400		
70	277,900	328,300	384,800	423,300		
71	278,600	330,100	386,000	424,200		
72	279,300	331,800	387,100	425,100		
73	280,100	333,600	388,500	426,000		
74	280,700	335,400	389,500	426,500		
75	281,400	337,200	390,500	427,000		
76	282,000	339,000	391,500	427,500		
77	282,700	340,800	392,400	428,300		
78	283,300	342,500	393,400	428,800		
79	284,100	344,200	394,500	429,500		
80	284,800	345,800	395,500	430,000		
81	285,800	347,400	396,200	430,900		
82	286,800	349,100	397,000	431,400		
83	287,800	350,500	397,900	432,000		
84	288,900	351,900	398,800	432,700		
85	289,900	353,200	399,600	433,000		
86	291,000	354,700	400,400	433,400		
87	292,000	356,100	401,200	433,900		
88	293,200	357,500	402,000	434,500		
89	294,200	358,700	402,600	435,100		
90	295,300	359,900	403,300	435,500		
91	296,500	361,100	404,000	436,000		
92	297,700	362,400	404,600	436,400		
93	298,400	363,700	405,200	436,700		
94	299,300	364,800	405,900	437,300		
95	300,400	366,100	406,600	437,700		
96	301,600	367,300	407,400	438,200		
97	302,600	368,300	408,100	438,500		
98	303,700	369,300	408,900	439,000		
99	304,600	370,200	409,700	439,500		
100	305,700	371,200	410,500	440,000		
101	306,600	372,100	411,000	440,400		
102	307,600	373,100	411,600	440,900		
103	308,600	374,100	412,300	441,300		
104	309,300	374,900	413,000	441,900		
105	309,900	375,700	413,800	442,300		
106	310,700	376,600	414,500	442,900		
107	311,400	377,500	415,200	443,500		
108	312,100	378,500	415,900	444,000		
109	312,900	379,300	416,500	444,400		
110	313,200	380,200	417,000	445,000		
111	313,500	381,200	417,500	445,600		
112	313,800	382,200	418,000	446,200		



職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	113	314,300	382,800	418,500	446,600	
	114	314,600	383,600	419,000	447,200	
	115	315,000	384,500	419,500	447,800	
	116	315,400	385,300	420,000	448,400	
	117	315,900	386,100	420,600	448,800	
	118	316,300	386,800	421,000	449,400	
	119	316,600	387,600	421,500	450,000	
	120	317,000	388,400	422,000	450,600	
	121	317,400	389,000	422,600	451,000	
	122	317,800	389,800	423,000		
	123	318,300	390,400	423,500		
	124	318,700	391,000	424,000		
	125	319,000	391,600	424,600		
	126	319,300	392,300	425,100		
	127	319,600	392,800	425,600		
	128	319,900	393,400	426,000		
	129	320,100	394,100	426,600		
	130	320,400	394,600	427,100		
	131	320,700	395,000	427,600		
	132	321,000	395,300	428,100		
	133	321,200	395,600	428,700		
	134	321,400	396,100	429,200		
	135	321,600	396,700	429,700		
	136	321,900	397,300	430,200		
	137	322,100	397,800	430,800		
	138	322,300	398,400			
	139	322,600	399,000			
	140	322,900	399,600			
	141	323,100	400,000			
	142	323,300	400,500			
	143	323,600	401,000			
	144	323,800	401,500			
	145	324,100	401,900			
	146	324,300	402,500			
	147	324,600	403,000			
	148	324,900	403,600			
	149	325,100	404,000			
	150	325,300	404,500			
	151	325,600	405,000			
	152	325,900	405,400			
	153	326,100	406,000			
	154	326,400	406,400			
	155	326,700	406,900			
156	326,900	407,400				
157	327,100	408,000				
158	327,300	408,500				
159	327,600	409,000				
160	327,800	409,500				
161	328,000	410,100				
162	328,300	410,500				
163	328,600	411,000				
164	328,800	411,500				
165	329,000	412,100				
166		412,600				
167		413,100				
168		413,600				

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	169	円	円	円	円	円
	170		414,200			
	171		414,700			
	172		415,200			
	173		415,600			
	174		416,200			
	175		416,700			
	176		417,200			
	177		417,700			
	178		418,300			
	179		418,800			
	180		419,300			
	181		419,800			
	182		420,400			
	183		420,800			
184		421,300				
185		421,800				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 228,400	円 264,300	円 288,900	円 333,600	円 405,700

備考 この表は、横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。

## 医療職員給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	259,300	365,700	396,100	419,400	550,000
	2	261,500	369,300	398,700	421,700	552,400
	3	263,700	372,900	401,200	424,000	554,700
	4	266,000	376,400	403,700	426,300	557,000
	5	268,300	379,900	406,200	428,500	559,200
	6	270,600	383,400	408,500	430,800	561,400
	7	272,900	386,900	410,700	433,100	563,400
	8	275,200	390,400	412,900	435,400	565,400
	9	277,300	393,900	415,000	437,600	567,400
	10	279,900	397,000	417,200	439,900	569,400
	11	282,500	400,100	419,400	442,100	571,400
	12	285,100	403,100	421,600	444,300	573,200
	13	287,800	405,900	423,700	446,500	575,000
	14	290,600	408,200	425,900	448,800	576,700
	15	293,500	410,400	428,300	451,000	578,400
	16	296,400	412,400	430,500	453,200	580,100
	17	299,400	414,200	432,700	455,400	581,700
	18	301,700	416,200	434,800	457,700	583,200
	19	303,900	418,300	437,000	459,900	584,600
	20	305,800	420,300	439,000	462,100	585,900
	21	307,800	421,700	441,200	464,300	587,200
	22	310,500	423,700	443,200	466,500	588,400
	23	313,000	425,700	445,300	468,700	589,600
	24	315,500	427,600	447,400	470,800	590,700
	25	318,100	429,400	449,400	472,900	591,800
	26	320,800	430,800	451,500	475,100	593,000
	27	323,500	432,600	453,500	477,200	594,100
	28	326,100	434,200	455,500	479,300	595,300
	29	328,600	435,900	457,500	481,400	596,400
	30	331,100	437,400	459,500	483,600	597,500
	31	333,400	439,000	461,300	485,700	598,600
	32	335,500	440,600	463,200	487,800	599,800
	33	337,900	442,200	465,100	489,900	600,900
	34	339,900	443,900	467,100	492,100	602,000
	35	342,200	445,700	469,000	494,200	603,200
	36	344,300	447,400	470,800	496,300	604,300
	37	346,700	449,200	472,700	498,300	605,400
	38	348,800	450,800	474,700	500,200	606,500
	39	350,800	452,600	476,700	502,100	607,600
	40	352,600	454,400	478,600	504,100	608,800
	41	354,500	456,100	480,400	506,100	609,900
	42	356,600	457,700	482,300	508,100	611,000
	43	358,600	459,100	484,200	509,900	612,100
	44	360,500	460,500	486,100	511,800	613,300
	45	362,400	461,800	487,900	513,700	614,400
	46	364,300	463,200	489,700	515,500	615,500
	47	366,200	464,500	491,500	517,300	616,600
	48	368,100	465,800	493,100	519,000	617,700
	49	370,100	467,100	494,600	520,700	618,800
	50	371,900	468,400	496,100	522,100	619,900
	51	373,600	469,700	497,500	523,500	621,000
	52	375,200	470,900	499,000	524,800	622,100
	53	377,200	472,100	500,500	526,200	623,300
	54	378,800	472,600	501,400	527,300	624,400
	55	380,500	473,000	502,300	528,400	625,500
56	382,100	473,500	503,200	529,400	626,700	

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	57	円 383,800	円 473,900	円 504,000	円 530,400	円 627,800
	58	384,500		504,800	531,300	
	59	385,200		505,600	532,200	
	60	385,900		506,400	533,000	
	61	386,500		507,200	533,800	
	62	387,000		508,000	534,500	
	63	387,400		508,700	535,200	
	64	387,900		509,400	535,800	
	65	388,300		510,100	536,400	
	66	389,200		510,800	537,100	
	67	390,100		511,500	537,800	
	68	390,900		512,200	538,400	
	69	391,800		512,900	539,000	
	70	392,400		513,600	539,700	
	71	392,900		514,300	540,400	
	72	393,300		515,000	541,000	
	73	393,600		515,600	541,600	
74				542,200		
75				542,800		
76				543,400		
77				544,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 305,500	円 350,000	円 399,200	円 472,400	円 572,100

備考 この表は、医師及び歯科医師で、人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別記第2 特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

## 人事給与制度等に関する報告（意見）

本市も人口減少局面を迎え、生産年齢人口の減少や少子高齢化の更なる進展が見込まれる中、市民の信頼に応え、市民ニーズに的確に対応することが引き続き求められる。その実現には、将来にわたり能率的で活力ある組織を維持し、有為な人材を惹きつけ、全ての職員が能力を存分に発揮できる組織であることを目指し、手を緩めることなく変革を進めることが必要である。

こうした中で、職員一人ひとりが、高い意欲とやりがい、安心感を持って、成長し力を発揮し続けるためには、公平な機会のもと、多様な人材が互いに尊重し合い力を発揮できる環境を実現するダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンを基本に、社会情勢の変化を踏まえながら、職員の様々な背景やニーズ、価値観を尊重し、働き方の多様な選択肢を用意していくことが重要である。

以下、「人材の確保及び育成」、「全ての職員が持てる力を発揮できる職場づくり」、「心身ともに健康に働ける職場づくり」の3つの観点について、本委員会が考える取組の方向性を報告する。

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 人材の確保

近年、民間企業の採用意欲は高止まりをしており、多くの企業が初任給を引き上げる等、全国的に人材獲得競争は激しさを増している。また、民間企業に留まらず、国や他の地方自治体においても、採用活動が早期化している。

本市職員採用試験においても、受験者数や競争倍率は低下傾向にある。本委員会としても、これまで、適性検査（SPI3）型試験の導入や試験回数の増加に取り組んできているが、引き続き、採用市場の動向を踏まえ、試験制度改革や採用広報活動のより一層の充実に取り組んでいく。

人材の流動性が高まる中、多様な人材の確保に当たっては処遇面での取組も不可欠であり、給与や手当の在り方について、改めて検討することが必要である。特に、社会人の採用に当たり初任給を決定する際、公務での経験年数と民間での経験年数との算定に差があり、見直しに向けた検討が必要である。

また、民間の労働市場において特に人材獲得競争が激化しているような高度専門人材については、必要に応じ、特定任期付職員制度や会計年度任用職員制度を活用することにより、個々の能力やスキルに着目した処遇を考えることも重要である。

ここ数年、本市においても、若年層職員の退職者数が増加傾向にある。主な退職理由は転職となっており、社会情勢を踏まえれば、今後も増えていくことが予見される。また、結婚、育児といったライフイベントや配偶者の転勤に伴う転居を退職理由としているケースも見られる。人材の確保に当たっては、人材流出防止の観点からの対策も必要であり、退職に至った理由を分析し、同様の事情を抱える在職者を支援していくことが重要である。加えて、ライフイベント等に伴うやむを得ない理由で退職した職員や、退職して新たな知見や経験を得た職員の再雇用につながる機会創設等を検討していくことも重要である。

また、早期に成長機会を得ることや、10年後の在りたい自分を大切にすする若年層の傾向を踏まえ、目の前にある仕事の意義や、それらが自身の将来にどのようにつながっていくのかを、面談等の機会を捉えて伝えるとともに、キャリア形成を支援していくことが大切である。

## (2) 多様な成長機会を通じた人材の育成

多様化する行政課題に柔軟かつ的確に対応できる組織であるためには、職員一人ひとりが先を見据えて考え行動する主体的な姿勢を持つことが必要である。そのためには、様々な経験を通じ、より一層、多様な視点を持つための取組を充実させて、個々の職員の自律的なキャリア形成やスキルアップを図っていくことが重要である。

本市では、「横浜市人材育成ビジョン 全職員版」に掲げた「OJTを土台に、人事異動、人事考課と研修を効果的に連携させ、職員一人ひとりの

能力開発とキャリア形成を支援し、個々の能力を最大限に引き出す」育成体系に基づいた人材育成に取り組んでいる。

OJTの担い手となるのは責任職<sup>1</sup>や中堅・ベテランの職員であり、組織目標の達成に向けて、主体的にそれぞれの職位に応じた役割を果たしていくことが求められる。特に、ベテランの職員においては、これまで培ってきた知識・技術・経験・人脈を生かし、それを次の世代に継承していくことが重要である。

また、人材育成の手法としては、時代の変化に対応するスキルや知識の習得を目的にしたリスキリングを奨励することや、組織の内外で多様な経験を積む機会を作ることも重要である。

昨年度から実施されている i - s h a r e 制度については、組織の内部で多様な経験を積む機会の一つとして、個人の中の経験の多様性を広げる良い取組である。プロジェクトとしての成果や人材育成効果についても、目に見える形で周知し、制度の利用をより促進していくことが望ましい。

加えて、企業や他団体との間で実施する人材の派遣や相互交流は、職員がプロジェクトマネジメントや課題解決プロセス、民間ならではのスピード感や顧客目線等を経験でき、異なる価値観や仕事のやり方を学ぶことにつながる重要な取組であることから、派遣先や交流団体の拡充に期待したい。

さらに、国において兼業の在り方についての検討が始まっている。兼業（兼職）は、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上につながるといったメリットも大きく、本市としても国の動向を注視していく必要がある。

本市においては、タレントマネジメントシステムが令和5年9月から責任職に試行導入されるとともに、スキル管理<sup>2</sup>の機能も追加された。令和7年には、一般職員への導入も予定されている。

スキルマップ<sup>3</sup>等の活用により、現状のスキルの可視化や分析を行い、職員が自身の能力やスキルの現在地を把握することは、今後のキャリアを考

---

<sup>1</sup> 本市における係長級以上の職員のこと

<sup>2</sup> 職員の持っているスキルを可視化する仕組み

<sup>3</sup> 業務内容に応じた職員のスキル項目と達成レベルを一覧表にしたもの

えた時に必要となる知識や能力の見える化が期待できる。また、これらを上司と部下との面談に活用することは、部下指導や人材育成に非常に有効である。

タレントマネジメントシステムの活用による人材の戦略的な管理や育成は、組織の持続的な発展への寄与も期待されるため、より一層の推進に期待したい。

人材育成の観点から、人事考課を効果的に活用していくためには、国家公務員の人事評価の細分化も参考に、被評価者の能力や実績をきめ細かく把握し、適切な指導や助言を行うことが重要である。また、評価者の評価能力を高めるための評価者訓練を行うことや、同じ職位の者同士が集まり横のつながりの中でお互いの評価結果を検証するといった、評価の公平性や納得性を担保するための仕組みも重要となる。

## 2 全ての職員が持てる力を発揮できる職場づくり

### (1) 柔軟な働き方や仕事と生活の両立を可能とする制度等の推進

コロナ禍を経て、官民間問わず、テレワークをはじめとする柔軟な働き方が定着するとともに、国をはじめ一部の自治体においても、選択的週休3日制を導入するなど、新たな動きも見られる。働き方の選択肢を増やすことは、多様なライフスタイルを支え、長く安心して働ける環境を作るといった観点からも重要である。また、こうした制度の充実が人材確保に好影響を与えるものである。

本年の人事院による「公務員人事管理に関する報告」において「育児や介護などに限らない職員の様々な事情に応じ無給の休暇による勤務時間の短縮等を可能とすることを検討する」と示された。

職種による違いや地方自治体における業務の特性も踏まえつつ、本市においても、事由を問わず様々な事情に対応した柔軟な働き方を可能としていくことが重要である。国の検討状況や他都市の事例も踏まえながら、様々な事情に応じることが可能な無給の休暇による勤務時間の短縮等について、研究されたい。

男性職員の育児休業の取得促進は、育児や介護といったケア労働の女性への偏りをなくし、性別によらずシェアしていくといった社会全体の意識



改革に資するとともに、全ての職員にとって仕事と生活の両立が可能な、働きやすい職場の実現への第一歩でもある。本市における男性職員の育児休業取得率や平均取得日数は近年増加しており、取組の成果が見られる。引き続き着実に推進されたい。

仕事と生活の両立支援は全ての職員に必要なことであり、様々なライフスタイルに活用できる選択肢を用意しておくことが重要である。引き続き両立支援の手法について幅広く検討されたい。

併せて、両立支援制度を利用する職員だけでなく、それらをフォローする側の職員の負担感に報いる方法についても検討が進められることを期待したい。

その他、年度中途の時期に欠員が生じた部署に、柔軟に人員を配置する等の工夫にも引き続き努められたい。

## (2) 女性職員の活躍推進

本市のWeプランでは、令和8年4月1日時点で、課長級以上に占める女性割合を30%以上とすることを目標にしており、取組を進めている。しかし、令和6年4月1日時点で、課長級以上に占める女性割合が20.4%である中、近年の増加率は年1%に満たない状況が続いており、このままでは、令和8年4月1日時点での目標達成は見込めない。目標達成に向けては、経営層が積極的に前に出て旗を振るとともに、民間企業の取組も参照しながら、ポジティブアクション(積極的改善措置)<sup>4</sup>により一層取り組み、まずは、管理職予備群ともなる係長級の職員を増やしていくことが重要となる。

キャリア形成の選択肢は、管理職や係長級に昇任することだけではなく多様であるが、キャリアの初期のうちに働きかけを行うことで、管理職になるイメージがなかった職員にも選択肢に広がりを持たせることが期待できる。

任命権者においては、昨年度から、受講を希望する若手女性職員等を対象としたキャリアアップに向けた研修を行っているが、これに加え、目標達成に向けた底上げ策を講じ、多くの職員へ広く働きかけていくことが必要である。

---

<sup>4</sup> 少数派とされる人と多数派とされる人との格差を是正するための措置

令和4年度に行われたWeプラン推進アンケートの結果によると、女性職員が受験しない又は迷っている・躊躇している理由は、1位が「仕事時間が長そう・プライベートと両立が難しそう」、2位が「職場・系のマネジメントに自信がない」であった。管理職が働き方を変えていくことで、女性が抱く昇任への不安が軽減されるように努めていくことや、入庁当初から性別によって任せる仕事に差がないようにすることが重要である。

また、アンケート結果では、女性職員は男性職員に比して、上司からの勧めが受験を決めた理由の上位であった。管理職が「女性の責任職を育成していく」という意識を強く持ち、1on1ミーティング等の機会に昇任試験受験の意識醸成を図っていくとともに、何度も背中を押すことが重要である。併せて、直属の上司以外の責任職と話す機会となるメンター制度を活用していくことも重要である。

市長部局においては、令和6年1月から、キャリアサポーターが新任係長をサポートする制度が導入された。この制度を有効に機能させるためには、キャリアサポーターへの研修を行うことも大切である。

本委員会においても、引き続き任命権者と連携しながら、意欲と能力のある職員が受験しやすい試験の導入等、昇任試験制度を見直していく。

昨年から、男女間賃金格差の公表が開始された。これを契機に、格差の背景と要因を深く分析することで、男女の賃金に合理的に説明できない差があるかどうかを把握し、差があれば見直していくことが重要である。

### (3) 障害のある職員の活躍推進

本市における障害者雇用率は本年6月時点で2.72%となっており、法定雇用率である2.8%を下回った。また、令和8年7月の法定雇用率の引上げのほか、令和7年4月には、算定方法の変更により算定の基礎となる職員数が増加することが予定されており、本市全体でより一層障害者雇用を促進していかなければならない。

障害の特性から、短時間でないと勤務が難しい人、通勤に困難が伴う人、そうした人でも働き得るような、多様な働き方を可能とする仕組みを引き続き検討していくことが重要である。

また、本市は障害種別の違いによる試験区分を設けずに採用試験を実施しているが、知的障害のある人に限定した採用試験を実施している自治体もあり、本委員会においても、引き続き、入口となる試験について他都市事例等の研究を進めていく。

#### (4) 会計年度任用職員の活躍推進

複雑多様化する行政ニーズに対し、会計年度任用職員は、行政サービスの安定的な提供に欠かすことのできない役割を果たしている。会計年度任用職員の勤務条件をはじめ勤務環境を整えることは、人材の確保や市民サービスの向上の観点からも重要である。

任命権者においては、全ての職員が本市職員としての誇りや職務に対する高い意欲とやりがいを持ちながら、安心して職務に励むことができるよう、それぞれの職務の内容と責任に応じた適切な処遇の確保に引き続き努められたい。また、会計年度任用職員が利用可能な各種制度、当該職の勤務条件や公募によらない再度の任用等について、適宜、説明するとともに、全職員が共有すべき市政や組織に関する情報を、会計年度任用職員も把握できる環境づくりに努められたい。

加えて、常勤職員としてのキャリア形成を望む会計年度任用職員に対して、本市職員採用試験の実施状況を周知し、受験準備の動機付けをするという視点も大切である。

### 3 心身ともに健康に働ける職場づくり

#### (1) 長時間労働の是正

本市における令和5年度の超過勤務実績は、総時間数では前年度から約2.2%の増となった。

労働基準監督機関としての立場から、本委員会が市長部局や市立学校等の事業場に対し行っている実地調査においても、超過勤務時間が規則の上限時間を超えている職員や、所定の休憩時間を取得できていない状況が見られた事業場も存在しており、改めて、長時間労働の是正に着実に取り組んでいく必要がある。

なお、実地調査では、各事業場において、超勤執行管理ツールや休暇取得管理ツールの活用による状況の見える化や、所属・職種・職位を超えた連携体制の構築、月途中の超過勤務時間数の確認及び注意喚起などの好事

例も見られた。こうした事例を他の部署にも広く周知し実施することも、長時間労働の是正には有効である。

教職員の長時間労働の是正は、様々な取組により一定の成果は挙がっているが、過労死ラインである月 80 時間を大きく超過する長時間勤務が常態化している教職員も見られる。長時間勤務となっている要因の分析を適切に行っていくとともに、引き続き、取組を進めることが重要である。

特に、中学校の教職員は、令和 5 年度実績で、2 か月連続で時間外在校等時間が月 80 時間を超える人数が小学校の教職員の 3 倍超となっており、部活動が長時間労働の要因の一つとなっていると考えられる。保護者や生徒への影響にも配慮しながら、より一層、部活動の地域連携・移行や、学校をサポートする人材の配置を進める等、教職員の負担軽減の取組に期待したい。

また、業務のデジタル化や I C T の利活用は、教職員の長時間労働の是正にも効果的と考えられる。I C T を活用した業務改善が円滑に進むよう、デジタル化の取組を支援、強化していくことが重要である。

## (2) 職員の心身の健康の確保

本市における精神疾患による休職者数は近年増加しており、年代別では、20 代までの若年層が増加している。

職員が心身ともに健康的に働くためには、心理的安全性<sup>5</sup>を高めていくとともに、職員一人ひとりが組織に愛着を持ち、心からやりがいを感じて仕事に取り組むことができる職場環境の整備が重要である。そのためには、経営層が健康経営の意識を持ち、予防から再発防止までの各段階で、職員、衛生管理者、管理監督者、産業保健スタッフ、安全衛生委員会等が緊密に連携しながら、それぞれの役割を果たすことが求められる。

特に、職員自身が行うセルフケアに加えて、職員の安全配慮義務を中心としたラインケア<sup>6</sup>が重要となる。責任職に対し各昇任段階でメンタルヘルス研修を実施し、その中で、どのような行動をとるべきかを具体的に示し、サポートしていくことが重要である。

---

<sup>5</sup> 率直な意見や違和感の表明等が、気兼ねなく言えること

<sup>6</sup> 課長・部長などの職責にある管理監督者（＝ライン）が主体となり、従業員の健康管理に取り組むメンタルヘルス対策

また、職員が様々な悩みや心配事を周囲に言える職場風土を作ることや、パルスサーベイ<sup>7</sup>等で職員の満足度や心の健康度を把握することも、問題解決に向けて速やかに行動することにつながり有効である。

国の「令和6年版 男女共同参画白書」では、「女性がキャリアを継続し、キャリアアップしていくためには、仕事と家事・育児等の両立支援に加えて、女性特有の症状を踏まえた健康への理解・支援等が求められる。」とし、企業側にも、月経や不妊治療等に伴う不調や女性に多い更年期障害、女性特有の病気等の健康課題への対応が必要となっている旨の言及がされている。管理職は、女性特有の健康課題への対応について、必須の知識として学んでいくことが重要である。

また、定年引上げに伴い、長く健康に働くことができるよう、若年期からの運動の習慣化や、身体機能の維持向上のための取組等を通じたフレイル<sup>8</sup>予防に努める等、健康リテラシー<sup>9</sup>を高める取組の推進も重要である。

### (3) ハラスメントの防止

ハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つけ、職員の心身の健康や満足度を損なうとともに、円滑な職場運営にも著しい支障が生じ得る決してあってはならない行為である。そのためにも、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなど、あらゆるハラスメントについて、引き続き、研修等を通じて考え方や行動変容を促していくことが重要である。全ての職員が、正しい理解や意識の向上に努め、ハラスメントの加害者にも被害者にもならないようにすることが重要である。

任命権者においては、ハラスメント相談員の増員を進めており、受付件数は、令和5年度は242件と前年度から約30件増加した。引き続き、相談しやすい環境の整備に取り組むとともに、ハラスメントが生じた背景や要因の分析及び対策を進められたい。

---

<sup>7</sup> 組織が職員の満足度や心の健康度を把握するための調査

<sup>8</sup> 加齢により心身が老い衰えた状態

<sup>9</sup> 一定の健康知識に基づき、健康や医療に関する正しい情報を見極め、理解し、活用できる能力のこと

なお、通報や相談があった場合は、組織として適切に対応し、通報者や相談者を守っていくことが必要である。

また、近年、社会全体でカスタマー・ハラスメントについての関心が高まり、様々な取組が始まっている。本市も、職員保護の観点から組織として具体的な対策を検討していくことが必要である。

## むすびに

本年の人事院勧告・報告では、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」として、給与制度整備の必要性について言及された。

国における給与制度のアップデートの趣旨を踏まえつつ、本市における課題の整理とその解決に向けた議論をすることが重要である。任命権者においては、社会状況の変化や本市の実情を踏まえ、検討されたい。

本委員会としても、任命権者と連携しながら、職員一人ひとりがやりがいを持って能力を存分に発揮することができるよう、本市給与制度のアップデートの方向性を示すべく、検討を進めていく。

# 参 考 资 料





# 目 次

## 第1部 本市職員給与の実態

(ページ)

横浜市職員給与等実態調査の概要	39
第1表 給料表別・級別平均給与月額等	40
第2表 給料表別人員等	41
第3表 給料表別・年齢別平均給料月額等	60
第4表 扶養手当の支給状況	64
第5表 住居手当の支給状況	64
第6表 管理職手当の支給状況	65

## 第2部 民間給与の実態

(ページ)

職種別民間給与実態調査の概要	69
第7表 産業別・企業規模別調査事業所数	69
第8表 企業規模別・職種別・学歴別給与月額等	70
第9表 民間における特別給の支給状況	78
第10表 民間における冬季賞与の配分状況	78
第11表 職種別・学歴別初任給	79
第12表 民間における扶養(家族)手当の支給状況	80
第13表 民間における給与改定の状況	81
第14表 民間における定期昇給の実施状況	81
第15表 対応級表	82
(参考) ラスパイレス方式による比較とは?	83

## 第3部 労働経済の動向

(ページ)

第16表 労働経済指標	86
-------------	----



## 第1部 本市職員給与の実態



# 横浜市職員給与等実態調査の概要

## 1 調査の目的及び時期

この調査は、令和6年4月1日を基準日として、本市職員の給与等の実態を把握することを目的として行ったものである。

## 2 調査対象

### (1) 対象職員

一般職の職員のうち、行政職員、消防職員、教育職員、医療職員

(技能職員、企業局職員、会計年度任用職員、休職者及び「横浜市一般職職員の給与に関する条例」附則第43条第1項により給料月額が決定される職員等を除く。)

※ 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員については、第2表その2からその5までの集計にのみ加えている。

### (2) 調査人員

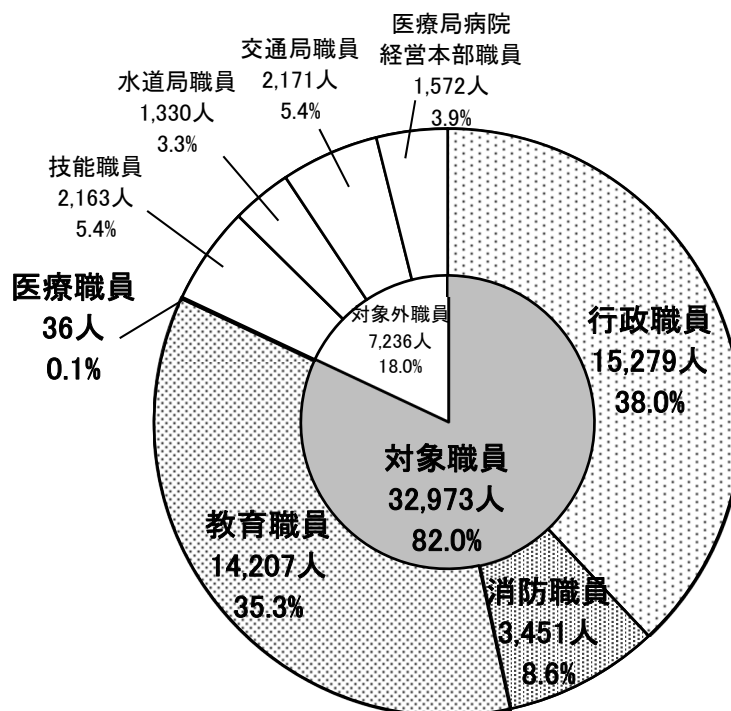
32,973人

## 3 調査事項

本市職員の適用給料表、級、号給、給料月額、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、学歴、性別、年齢ほか

### 【職員数内訳】

全職員：40,209人（会計年度任用職員、休職者及び「横浜市一般職職員の給与に関する条例」附則第43条第1項により給料月額が決定される職員等を除く。）



(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入している。

## 第1表 給料表別・級別平均給与月額等

### (その1) 行政職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
<b>全</b>	<b>15,279</b>	<b>392,229</b>	<b>323,543</b>	<b>6,627</b>	<b>53,585</b>	<b>3,741</b>	<b>4,733</b>	<b>41.0</b>	<b>0.63</b>	<b>18.1</b>
1	2,735	256,483	213,211	580	34,207	8,485	0	26.4	0.06	4.2
2	4,587	333,741	277,299	4,629	45,109	6,704	0	35.5	0.48	12.3
3	3,953	440,455	372,248	7,446	60,751	10	0	50.5	0.67	27.8
4	2,239	444,600	370,528	11,548	61,132	1,392	0	45.2	1.11	21.9
5	553	480,448	399,935	14,214	66,264	35	0	49.1	1.35	25.6
6	928	595,328	452,862	13,209	82,110	21	47,126	51.4	1.19	28.0
7	228	703,686	503,942	11,035	97,060	0	91,649	54.5	1.08	31.2
8	56	809,685	551,575	9,134	111,681	0	137,295	57.5	0.66	33.9

### (その2) 消防職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
<b>全</b>	<b>3,451</b>	<b>382,817</b>	<b>311,910</b>	<b>12,604</b>	<b>52,268</b>	<b>3,873</b>	<b>2,162</b>	<b>39.0</b>	<b>1.28</b>	<b>18.0</b>
1	601	258,906	214,949	1,470	34,627	7,860	0	24.8	0.16	3.9
2	1,127	333,185	269,652	11,804	45,033	6,696	0	32.8	1.27	11.3
3	1,270	440,065	362,724	15,991	60,594	756	0	48.3	1.59	27.6
4	265	463,752	377,657	21,683	63,894	518	0	45.2	2.12	23.9
5	63	484,639	399,911	17,881	66,847	0	0	48.5	1.76	27.0
6	100	601,839	448,617	18,530	83,012	0	51,680	50.9	1.74	29.1
7	25	700,315	501,040	11,020	96,595	0	91,660	56.4	1.20	35.1

### (その3) 教育職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
<b>全</b>	<b>14,207</b>	<b>414,631</b>	<b>344,294</b>	<b>6,388</b>	<b>56,559</b>	<b>4,558</b>	<b>2,832</b>	<b>39.0</b>	<b>0.62</b>	<b>15.7</b>
1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
2	11,455	389,540	325,986	4,992	52,955	5,607	0	36.4	0.50	13.1
3	1,894	491,203	411,196	12,023	67,715	269	0	48.1	1.13	24.7
4	497	562,805	431,042	14,110	77,617	0	40,036	51.7	1.22	27.6
5	360	605,868	455,341	10,524	83,525	0	56,478	56.3	0.91	32.4

(注) 「X」は、調査実人数が1人の場合である。

(その4) 医療職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	36	650,083	484,450	8,889	89,516	1,089	66,139	51.1	0.86	25.5
1	2	408,666	343,850	0	55,016	9,800	0	33.7	0.00	7.6
2	4	489,722	409,700	8,250	66,872	4,900	0	39.7	1.00	13.9
3	7	600,366	461,414	13,286	82,809	0	42,857	47.9	1.29	21.5
4	21	705,882	510,543	9,238	97,363	0	88,738	54.8	0.86	29.4
5	2	800,342	581,200	0	110,392	0	108,750	64.5	0.00	39.1

(その5) 全給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	32,973	401,178	331,442	7,152	54,768	4,104	3,712	39.9	0.69	17.0

(注) 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額」及び「切替に伴う差額」を含む。

第2表 給料表別人員等

(その1) 給料表別・学歴別・性別人員

給料表	職員数	学歴別人員				性別人員	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
行政職員	15,279 (46.3)	12,406 (81.2)	934 (6.1)	1,926 (12.6)	13 (0.1)	7,781 (50.9)	7,498 (49.1)
消防職員	3,451 (10.5)	1,578 (45.7)	33 (1.0)	1,840 (53.3)	0 (0.0)	3,290 (95.3)	161 (4.7)
教育職員	14,207 (43.1)	13,636 (96.0)	561 (3.9)	10 (0.1)	0 (0.0)	6,126 (43.1)	8,081 (56.9)
医療職員	36 (0.1)	36 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	16 (44.4)	20 (55.6)
計	32,973 (100.0)	27,656 (83.9)	1,528 (4.6)	3,776 (11.5)	13 (0.0)	17,213 (52.2)	15,760 (47.8)

(注) ( )内の数字は、構成比である。

(その2) 行政職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (職員Ⅰ)		2級 (職員Ⅱ)		3級 (職員Ⅲ)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
全	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
	-	2,735	-	4,587	-	3,953	-	2,239	-	553
1	144,900		211,000		230,400		244,900		266,300	
2	146,000		212,800		232,200		246,600		268,500	
3	147,100		214,500		234,000		248,200		270,800	
4	148,100		216,400		235,700		250,400		273,000	
5	149,000		218,000		237,300		252,600		275,200	
6	150,000		219,600		239,100		254,800		277,300	
7	151,000		221,000		240,900		256,900		279,400	
8	152,100		222,500		242,800		259,000		281,500	
9	153,100		224,100		244,600		261,100		283,600	
10	154,200		225,600		246,400		263,200		285,700	
11	155,300		227,100	2	248,000		265,300		287,800	
12	156,400		228,700	1	249,800		267,500		290,000	
13	157,500		230,200	3	251,500		269,700		292,200	
14	158,500		232,100	3	253,400		271,800		294,400	
15	159,500		234,000	6	254,900		273,900		296,500	
16	160,600		235,700	8	256,600		276,000		298,600	
17	161,600		237,300	210	258,200		278,100	2	300,700	
18	162,700		239,100	110	259,900		280,300	4	302,900	
19	163,800		240,900	60	261,800		282,500		305,000	
20	164,800		242,800	47	263,500		284,800	2	307,000	
21	165,800	14	244,600	214	265,300		286,900	8	309,100	
22	166,900		246,400	99	267,200		289,000	7	311,200	
23	168,000	4	248,000	70	269,000		291,100	4	313,400	
24	169,100		249,800	47	270,800		293,200		315,600	
25	170,300	14	251,500	204	272,600		295,200	9	317,900	
26	171,900	10	253,400	85	274,400		297,400	16	320,100	
27	173,500	8	254,900	76	276,100		299,500	2	322,400	
28	175,100		256,600	49	278,000		301,500	5	324,700	
29	176,700	19	258,200	155	279,700		303,400	14	327,000	
30	178,600	15	259,900	77	281,400		305,500	4	329,300	
31	180,900	6	261,800	114	283,200		307,600	14	331,600	
32	183,100	2	263,500	54	285,000		309,700	7	333,900	
33	185,400	18	265,200	82	286,600		311,700	23	336,200	
34	187,800	13	267,100	69	288,300		313,900	7	338,400	
35	190,300	4	268,900	117	290,000		316,100	19	340,600	
36	192,800		270,700	41	291,700		318,400	10	342,700	
37	195,100	229	272,500	119	293,400		320,500	23	344,800	
38	196,500	35	274,300	58	295,100		322,500	9	346,800	
39	197,600	13	276,100	168	297,100		324,700	33	348,900	
40	198,800	5	278,000	53	299,100		326,900	5	350,900	
41	199,900	235	279,600	112	301,100		328,900	36	352,800	
42	201,300	38	281,400	45	303,200		331,100	7	354,800	
43	202,700	25	283,100	151	305,400	4	333,200	21	356,800	1
44	204,100	20	284,900	44	307,600		335,400	13	358,700	
45	205,400	333	286,300	63	309,700		337,500	41	360,600	
46	206,800	55	287,300	41	311,800		339,600	12	362,400	
47	208,100	33	288,500	184	314,000		341,800	38	364,100	1
48	209,500	26	289,700	40	316,200		344,000	18	365,800	
49	211,000	316	290,800	79	318,300	1	346,100	37	367,400	2
50	212,700	50	292,500	47	320,500	1	348,100	7	368,900	
51	214,400	33	294,300	193	322,600	1	350,100	41	370,300	1
52	216,300	38	296,200	40	324,700		352,100	24	371,800	



6級 (課長職)		7級 (部長職)		8級 (局区長職)	
給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
円	人	円	人	円	人
-	928	-	228	-	56
319,000		457,000		544,300	19
321,700		460,000		546,600	
324,500		463,100		548,900	9
327,300		466,100	1	551,200	
330,000	1	469,200		553,400	11
332,700		472,300		555,500	2
335,400		475,300		557,500	5
338,200		478,200		559,500	3
340,900		481,000		561,500	5
343,600		483,400		563,500	
346,300		485,700		565,400	1
349,100		487,900	1	567,200	
351,900		490,100		569,100	1
354,600		491,500	2	570,900	
357,400		492,900	3	572,700	
360,200		494,300	4	574,500	
363,000		495,700	8	576,200	
365,800		497,000	17	577,800	
368,500		498,300	14	579,300	
371,200		499,600	18	580,700	
374,000		500,600	11	582,100	
376,700		501,600	9	583,400	
379,500		502,500	21	584,700	
382,300		503,300	13	585,900	
385,000		504,100	11	587,100	
387,800		504,900	8	588,400	
390,600		505,700	13	589,600	
393,400		506,600	8	590,900	
396,000	1	507,400	6	592,100	
398,700		508,200	11	593,300	
401,300	1	509,000	5	594,500	
403,900		509,800	7	595,800	
406,500	1	510,600	1	597,000	
409,000		511,400	9	598,200	
411,500	2	512,200	2	599,500	
414,000		513,100	3	600,700	
416,500		513,900	1	601,900	
418,900		514,700	4	603,100	
421,400	2	515,600	4	604,300	
423,900	1	516,500	6	605,600	
426,300	6	517,300	2	606,800	
428,500	11	518,100	2	608,000	
430,700	13	519,000		609,200	
432,800	11	519,900	1	610,500	
434,900	16	520,700	1	611,700	
436,900	28	521,500		612,900	
438,800	23	522,300		614,100	
440,600	21	523,200		615,300	
442,300	35	524,000	1	616,500	
444,000	38	524,800		617,700	
445,600	32	525,600		618,900	
447,100	38	526,500		620,100	

級 号給	1級 (職員Ⅰ)		2級 (職員Ⅱ)		3級 (職員Ⅲ)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	217,900	308	298,000	86	326,800	5	354,100	27	373,100	1
54	219,600	77	299,900	42	328,900	2	356,000	17	374,400	1
55	221,000	38	301,800	103	330,900	5	357,900	29	375,700	2
56	222,500	38	303,500	33	332,900	2	359,700	14	377,000	
57	223,900	278	305,400	114	334,800	10	361,300	33	378,300	7
58	225,400	73	307,400	37	336,800	5	362,700	14	379,500	5
59	227,000	62	309,300	71	338,700	13	364,200	54	380,700	9
60	228,700	32	311,100	37	340,600	3	365,600	14	381,800	2
61	230,200	29	312,900	104	342,500	19	367,000	54	382,800	8
62	232,100	3	314,500	44	344,300	14	368,300	17	383,800	1
63	233,900	4	316,200	93	346,000	48	369,500	29	384,800	10
64	235,700	1	317,800	24	347,700	39	370,700	13	385,700	4
65	237,300	33	319,500	93	349,300	68	371,800	39	386,600	6
66	239,100	2	320,800	45	350,800	38	372,800	15	387,400	5
67	240,900	9	322,000	71	352,200	62	373,800	40	388,100	10
68	242,800	3	323,300	22	353,600	46	374,700	20	388,800	6
69	244,600	10	324,400	47	354,900	80	375,500	33	389,500	11
70	246,400	5	325,600	14	356,200	38	376,300	13	390,100	9
71	248,000	10	326,700	17	357,500	53	377,100	33	390,700	11
72	249,800		327,800	9	358,700	35	377,800	22	391,400	1
73	251,500	7	328,800	8	359,800	72	378,500	33	392,100	17
74	253,200	1	329,900	2	360,800	37	379,200	15	392,700	3
75	254,900	5	331,100	6	361,700	72	379,800	31	393,300	10
76	256,600		332,200	2	362,600	38	380,300	17	393,800	4
77	258,200	7	333,200	3	363,500	61	380,700	45	394,400	14
78	259,900	2	334,100	4	364,300	40	381,200	10	394,900	3
79	261,700	5	335,000	3	365,000	64	381,700	27	395,400	7
80	263,500	2	335,800		365,600	31	382,100	19	395,900	6
81	265,100	3	336,500	1	366,200	64	382,500	36	396,400	18
82	266,900	6	337,200		366,900	43	383,000	12	396,800	4
83	268,700	5	337,900	3	367,500	68	383,400	26	397,300	10
84	270,400		338,500		368,100	37	383,800	15	397,700	6
85	272,000	4	339,100		368,600	52	384,100	27	398,100	10
86	273,800	3	339,700	1	369,000	45	384,500	18	398,600	5
87	275,600	1	340,300		369,400	56	384,900	28	399,000	14
88	277,400		340,900	1	369,800	52	385,300	15	399,400	5
89	278,900	4	341,400		370,200	50	385,700	35	399,800	10
90	280,800	1	341,900	1	370,600	39	386,200	15	400,200	9
91	282,600	7	342,400		371,000	64	386,600	22	400,700	9
92	284,500		342,900	1	371,300	61	387,000	18	401,100	10
93	286,300	2	343,500	1	371,700	48	387,300	28	401,500	10
94	287,100	1	344,000		372,100	38	387,700	22	402,000	10
95	287,700	4	344,400		372,500	66	388,100	21	402,400	12
96	288,300		344,900		372,900	47	388,500	15	402,800	2
97	288,700	5	345,400		373,200	49	388,800	28	403,200	7
98	289,200		345,900		373,600	34	389,200	12	403,600	5
99	289,600	1	346,400		373,900	56	389,700	24	404,100	7
100	290,100	2	346,900		374,300	38	390,100	19	404,500	4
101	290,400	4	347,300	2	374,600	39	390,500	21	404,900	6
102	290,800		347,600	1	375,000	35	390,900	11	405,400	6
103	291,100	4	347,900	1	375,300	45	391,300	19	405,800	6
104	291,500		348,200		375,700	37	391,700	14	406,200	5

6級 (課長職)		7級 (部長職)		8級 (局区長職)	
円	人	円	人	円	人
448,500	31	527,400		621,400	
449,800	27	528,200		622,600	
451,000	39	529,000		623,800	
452,100	29	529,900		625,100	
453,100	31	530,800		626,300	
454,000	28	531,600			
454,900	31	532,400			
455,700	33	533,200			
456,400	27	534,100			
457,100	25				
457,800	23				
458,500	28				
459,100	16				
459,700	19				
460,400	24				
461,100	10				
461,800	24				
462,400	18				
463,100	15				
463,800	25				
464,400	19				
465,000	14				
465,700	18				
466,400	10				
467,000	9				
467,700	11				
468,400	12				
469,000	7				
469,600	8				
470,300	10				
471,000	1				
471,600	4				
472,200	7				
472,800	2				
473,500	3				
474,200	1				
474,800	1				
475,500	3				
476,200					
476,800	1				
477,400	2				
478,100					
478,800					
479,500					
480,100					
480,800					
481,500					
482,100					
482,700					
483,400	1				
484,100					
484,700					

級 号給	1級 (職員Ⅰ)		2級 (職員Ⅱ)		3級 (職員Ⅲ)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	291,900	2	348,500		376,000	37	392,100	14	406,600	12
106	292,300	2			376,400	44	392,600	11	407,100	10
107	292,700	1			376,800	21	393,100	14	407,500	9
108	293,000				377,100	31	393,500	15	407,900	6
109	293,300	2			377,400	33	393,800	19	408,300	6
110	293,600				377,800	38	394,200	12	408,800	11
111	293,900	2			378,200	45	394,700	20	409,200	8
112	294,200				378,500	28	395,100	8	409,600	10
113	294,600	14			378,900	39	395,500	20	410,000	13
114					379,300	31	396,000	9	410,400	12
115					379,700	62	396,400	15	410,900	12
116					380,000	43	396,800	15	411,300	15
117					380,400	51	397,100	21	411,700	11
118					380,800	39	397,500	15	412,100	4
119					381,200	78	398,000	21	412,600	8
120					381,500	31	398,400	25	413,000	6
121					381,900	82	398,800	21	413,400	3
122					382,300	57	399,300	13	413,900	7
123					382,600	83	399,700	22	414,400	4
124					383,000	42	400,100	13	414,800	6
125					383,300	95	400,400	18	415,200	3
126					383,700	48	400,800	22	415,600	5
127					384,100	71	401,300	18	416,100	1
128					384,400	71	401,700	18	416,500	
129					384,800	61	402,100	11	416,900	
130					385,200	58	402,600	13	417,400	2
131					385,500	61	403,100	17	417,800	
132					385,800	78	403,500	10	418,200	
133					386,100	325	403,800	5	418,600	
134							404,200	9	419,100	
135							404,700	8	419,600	
136							405,100	5	420,000	1
137							405,500	5	420,400	
138							406,000	3	420,800	
139							406,500	1	421,200	
140							406,900	1	421,600	
141							407,300		422,000	
142							407,800			
143							408,200			
144							408,600			
145							409,000	1		
146							409,500			
147							410,000			
148							410,400			
149							410,800	1		

(参考)

定年前 再任用 短時間 勤務職員	184,600		211,700		247,300		264,500		285,500	
暫定再任用 職員	184,600		211,700	1	247,300	442	264,500	46	285,500	

- (注) 1 表中の太線は各級の最高号給を表す。(以下第2表の各表において同じ。)  
2 (参考)の給料月額、基準給料月額である。(以下第2表の各表において同じ。)



(その3) 消防職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (消防士)		2級 (消防士長)		3級 (消防司令補等)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
全	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
	-	601	-	1,127	-	1,270	-	265	-	63
1	177,300		198,000		222,400		244,900		266,300	
2	178,000		199,700		224,400		246,600		268,500	
3	178,600		201,300		226,400		248,200		270,800	
4	179,200		203,000		228,400		250,400		273,000	
5	179,700		204,700		230,400		252,600		275,200	
6	180,700		206,400	1	232,200		254,800		277,300	
7	181,700		207,600		234,000		256,900		279,400	
8	182,700		208,700	1	235,700	1	259,000		281,500	
9	183,600		209,900		237,300		261,100		283,600	
10	184,200	7	211,100	7	239,100	2	263,200		285,700	
11	185,000		212,500		240,900		265,300		287,800	
12	185,700	7	214,300	1	242,800		267,500		290,000	
13	186,400		216,100	2	244,600		269,700		292,200	
14	187,300	5	217,900	13	246,400	4	271,800	1	294,400	
15	188,200	15	219,400	4	248,000		273,900		296,500	
16	189,000	7	220,900	14	249,800	2	276,000		298,600	
17	190,100	5	222,400		251,500		278,100		300,700	
18	192,100	18	223,900	32	253,400	8	280,300		302,900	
19	193,800	11	225,400	7	254,900	1	282,500		305,000	
20	195,600	7	226,800	7	256,600	1	284,800		307,000	
21	197,300		228,200	2	258,200	1	286,900		309,100	
22	199,000	31	229,700	51	259,900	4	289,000	1	311,200	
23	200,500	9	231,000	13	261,800		291,100		313,400	
24	202,200	6	232,500	11	263,500	4	293,200	1	315,600	
25	204,000	1	234,100	4	265,300	1	295,200		317,900	
26	205,700	49	235,600	59	267,200	1	297,400		320,100	
27	206,900	17	237,300	24	269,000	1	299,500		322,400	
28	208,000	20	239,000	14	270,800	9	301,500	4	324,700	
29	209,200	4	240,600	6	272,600		303,400	1	327,000	
30	210,400	48	242,200	56	274,400	1	305,500	1	329,300	
31	211,800	9	243,900	13	276,100		307,600		331,600	
32	212,900	19	245,700	13	278,000	9	309,700	2	333,900	
33	214,300	4	247,400	12	279,700	2	311,700	1	336,200	
34	216,000	67	249,100	31	281,400		313,900		338,400	
35	217,700	11	250,700	6	283,300	1	316,100	1	340,600	
36	219,600	11	252,300	14	285,100	9	318,400	1	342,700	
37	221,200	4	254,000	1	286,500	7	320,500		344,800	
38	222,700	46	255,600	26	287,900		322,500	3	346,800	
39	224,100	10	257,400	8	289,100	2	324,700		348,900	
40	225,400	13	259,100	18	291,100	11	326,900	3	350,900	
41	226,800	6	260,800	13	293,100	2	329,200	2	352,800	
42	228,300	31	262,500	42	295,100	4	331,100	2	354,800	
43	229,800	14	264,200	14	297,100	2	333,200		356,800	
44	231,300	15	266,000	37	299,100	8	335,400	1	358,700	
45	232,900	5	267,800	12	301,100	6	337,500	1	360,600	1
46	234,300	19	269,600	38	303,200	5	339,600	1	362,400	
47	236,000	12	271,300	14	305,400	2	341,800	2	364,100	
48	237,600	6	273,200	25	307,600	12	344,000		365,800	
49	239,300	4	275,000	11	309,700	3	346,100	2	367,400	
50	241,100	6	276,800	20	311,800	8	348,100	5	368,900	1
51	242,900	4	278,600	10	314,000		350,100	1	370,300	
52	244,600	1	280,300	30	316,200	8	352,100	2	371,800	

6 級 (課長職)		7 級 (部長職)	
給料月額	人員	給料月額	人員
円	人	円	人
-	100	-	25
319,000		457,000	
321,700		460,000	
324,500		463,100	
327,300		466,100	
330,000		469,200	
332,700		472,300	
335,400		475,300	
338,200		478,200	
340,900		481,000	
343,600		483,400	
346,300		485,700	
349,100		487,900	
351,900		490,100	1
354,600		491,500	1
357,400		492,900	2
360,200		494,300	2
363,000		495,700	2
365,800		497,000	2
368,500		498,300	1
371,200		499,600	2
374,000		500,600	2
376,700		501,600	1
379,500		502,500	1
382,300		503,300	1
385,000		504,100	
387,800		504,900	
390,600		505,700	
393,400		506,600	
396,000		507,400	
398,700		508,200	1
401,300		509,000	
403,900		509,800	3
406,500		510,600	
409,000		511,400	1
411,500		512,200	
414,000		513,100	
416,500		513,900	1
418,900		514,700	
421,400		515,600	1
423,900		516,500	
426,300	1	517,300	
428,500	2	518,100	
430,700	2	519,000	
432,800	3	519,900	
434,900	3	520,700	
436,900	3	521,500	
438,800	2	522,300	
440,600	4	523,200	
442,300	6	524,000	
444,000	8	524,800	
445,600	9	525,600	
447,100	3	526,500	

級 号給	1級 (消防士)		2級 (消防士長)		3級 (消防司令補等)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	246,500	2	282,400	10	318,300	1	354,100	1	373,100	1
54	248,200	1	284,300	17	320,500	9	356,000	3	374,400	
55	249,900	1	286,300	5	322,600	3	357,900	2	375,700	2
56	251,500	4	288,300	25	324,700	9	359,700	4	377,000	
57	253,300		290,300	6	326,800	2	361,300	1	378,300	
58	254,900		292,000	13	328,900	8	362,700	2	379,500	1
59	256,600		294,000	8	330,900	6	364,200	1	380,700	1
60	258,100	2	295,900	45	332,900	9	365,600	1	381,800	
61	259,800		297,800	9	334,800	3	367,000	2	382,800	
62	261,300		299,800	20	336,800	8	368,300	1	383,800	
63	263,000	1	301,800	15	338,700	6	369,500	2	384,800	1
64	264,800		303,700	21	340,600	6	370,700	4	385,700	1
65	266,500	1	305,700	9	342,500	3	371,800	4	386,600	
66	268,100		307,800	15	344,300	13	372,800	1	387,400	2
67	269,900		309,700	5	346,000	9	373,800	2	388,100	1
68	271,700		311,700	20	347,700	12	374,700	3	388,800	
69	273,500		313,600	16	349,300	14	375,500	2	389,500	
70	275,200		315,500	13	350,800	12	376,300	7	390,100	
71	277,000		317,400	5	352,200	15	377,100	3	390,700	
72	278,800		319,400	9	353,600	11	377,800	4	391,400	2
73	280,500		321,400	9	354,900	12	378,500		392,100	
74	282,100		323,300	25	356,200	13	379,200	5	392,700	1
75	283,800		325,000	4	357,500	7	379,800	1	393,300	
76	285,500		326,800	18	358,700	13	380,300	4	393,800	1
77	287,100	1	328,500	3	359,800	15	380,700	3	394,400	
78	287,400		330,100	7	360,800	9	381,200	7	394,900	1
79	288,100	1	331,700	10	361,700	17	381,700	3	395,400	
80	288,700		333,200	7	362,600	12	382,100	3	395,900	2
81	289,300		334,700	4	363,500	14	382,500	3	396,400	
82	289,900		336,200	5	364,300	14	383,000	8	396,800	2
83	290,700	1	337,700	1	365,000	4	383,400	2	397,300	2
84	291,400		339,100	3	365,600	9	383,800	3	397,700	
85	292,100		340,500	1	366,200	11	384,100		398,100	
86	292,800		341,800	3	366,900	13	384,500	6	398,600	1
87	293,500		343,100	1	367,500	2	384,900	3	399,000	1
88	294,000		344,400		368,100	8	385,300	7	399,400	4
89	294,600		345,600		368,600	7	385,700	1	399,800	
90	295,100		346,500		369,000	9	386,200	2	400,200	2
91	295,800		347,400		369,400	10	386,600	1	400,700	
92	296,400		348,200		369,800	10	387,000	3	401,100	
93	297,000		348,900		370,200	9	387,300	2	401,500	1
94	297,500		349,600		370,600	5	387,700	4	402,000	1
95	297,900	1	350,200		371,000	8	388,100		402,400	
96	298,200		350,700		371,300	8	388,500	4	402,800	1
97	298,500		351,200		371,700	6	388,800	3	403,200	
98	298,800		352,000		372,100	6	389,200	1	403,600	1
99	299,100		352,900		372,500	7	389,700	3	404,100	1
100	299,400		353,700		372,900	1	390,100	2	404,500	
101	299,800		354,500		373,200	7	390,500	1	404,900	
102	300,100		355,200		373,600	5	390,900	6	405,400	
103	300,400		355,900		373,900	5	391,300	2	405,800	1
104	300,700		356,600		374,300	8	391,700	1	406,200	1



6 級 (課長職)		7 級 (部長職)	
円	人	円	人
448,500	3	527,400	
449,800	8	528,200	
451,000	4	529,000	
452,100	4	529,900	
453,100	2	530,800	
454,000	2	531,600	
454,900	2	532,400	
455,700	5	533,200	
456,400	1	534,100	
457,100	4		
457,800	3		
458,500	2		
459,100	1		
459,700	3		
460,400	1		
461,100			
461,800	4		
462,400	1		
463,100			
463,800	1		
464,400			
465,000	1		
465,700	1		
466,400			
467,000			
467,700			
468,400			
469,000	1		
469,600			
470,300			
471,000			
471,600			
472,200			
472,800			
473,500			
474,200			
474,800			
475,500			
476,200			
476,800			
477,400			
478,100			
478,800			
479,500			
480,100			
480,800			
481,500			
482,100			
482,700			
483,400			
484,100			
484,700			

級 号給	1級 (消防士)		2級 (消防士長)		3級 (消防司令補等)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	301,100		357,300		374,600	10	392,100	3	406,600	2
106	301,400		358,000		375,000	4	392,600	2	407,100	
107	301,700		358,700		375,300	15	393,100	3	407,500	1
108	302,000		359,300		375,700	7	393,500	1	407,900	1
109	302,400		359,900		376,000	12	393,800	2	408,300	
110	302,700		360,600		376,400	6	394,200	2	408,800	1
111	303,000		361,300		376,800	14	394,700	2	409,200	2
112	303,300		361,900		377,100	6	395,100	3	409,600	1
113	303,700	1	362,500		377,400	28	395,500	2	410,000	2
114			363,000		377,800	9	396,000	2	410,400	
115			363,500		378,200	20	396,400	5	410,900	4
116			364,100		378,500	7	396,800	2	411,300	
117			364,800	3	378,900	25	397,100	2	411,700	1
118					379,300	12	397,500		412,100	
119					379,700	23	398,000	4	412,600	2
120					380,000	9	398,400	3	413,000	1
121					380,400	19	398,800	2	413,400	1
122					380,800	10	399,300	4	413,900	1
123					381,200	16	399,700	2	414,400	1
124					381,500	16	400,100	2	414,800	2
125					381,900	22	400,400	5	415,200	1
126					382,300	9	400,800	1	415,600	1
127					382,600	19	401,300	3	416,100	
128					383,000	4	401,700		416,500	
129					383,300	27	402,100	2	416,900	
130					383,700	11	402,600	2	417,400	
131					384,100	13	403,100	3	417,800	
132					384,400	8	403,500	1	418,200	
133					384,800	20	403,800	5	418,600	
134					385,200	8	404,200	4	419,100	
135					385,500	25	404,700	3	419,600	
136					385,800	23	405,100	1	420,000	
137					386,100	228	405,500	2	420,400	
138							406,000	1	420,800	
139							406,500		421,200	
140							406,900		421,600	
141							407,300		422,000	
142							407,800			
143							408,200	1		
144							408,600			
145							409,000			
146							409,500			
147							410,000			
148							410,400			
149							410,800			
(参考)										
定年前 再任用 短時間 勤務職員	184,600		211,700		247,300	1	264,500		285,500	
暫定再任用 職員	184,600		211,700		247,300	236	264,500	2	285,500	



(その4) 教育職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (実習助手等)		2級 (教諭等)		3級 (主幹教諭)		4級 (教頭)		5級 (校長等)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
全	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
	-	1	-	11,455	-	1,894	-	497	-	360
1	177,100		192,900		257,900		297,500		402,700	
2	178,500		195,000		260,200		300,100		404,200	
3	180,000		197,100		262,600		303,000		405,700	
4	181,500		199,200		264,700		305,400		407,200	
5	183,100		201,200		267,200		307,800		408,600	1
6	185,000		203,300		269,100		310,200		410,000	
7	186,800		205,500		271,000		312,500		411,500	
8	188,500		207,400		272,700		314,800		413,000	
9	190,300		209,400		274,500		317,000		414,400	
10	192,400		212,000		276,300		319,600		415,800	
11	194,300		214,400	3	278,100		322,300		417,200	1
12	196,300		216,900		279,700		325,100		418,500	
13	198,200		219,400	1	281,500		327,400		419,800	
14	200,400		220,800	1	283,200		329,400		421,200	
15	202,600		222,100		284,800		331,400		422,500	
16	204,400		223,600		286,500		333,600		423,900	
17	206,500		225,200	424	287,800		335,700		425,100	1
18	208,700		226,400		289,900		337,900		426,400	
19	211,000		227,600	42	291,800		340,200		427,600	
20	213,100		228,700	9	294,000		342,300		428,900	1
21	215,400		229,800	423	295,800		344,300		430,000	
22	216,800		231,200	1	298,000		346,400		431,200	1
23	218,200		232,600	53	300,000		348,600		432,400	
24	219,700		234,000	18	302,400		350,700		433,700	1
25	221,000		235,000	451	304,400		352,500		435,000	2
26	222,200		236,500	2	306,600		354,000		436,200	
27	223,400		237,800	61	308,600		355,900		437,200	3
28	224,500		239,300	18	310,700		357,800		438,300	
29	225,200		240,700	428	312,600		359,700		439,600	2
30	226,500		242,700	10	314,500		361,300		440,700	5
31	227,600		244,900	70	316,400		362,600		441,800	1
32	228,800		247,000	24	318,300		364,400		442,900	4
33	229,700		249,100	402	320,000		365,900		444,100	2
34	231,100		251,200	7	321,800		367,500		445,000	3
35	232,200		253,300	48	323,700		369,200		445,800	5
36	233,400		255,500	11	325,500		370,900		446,500	4
37	234,500		257,500	344	327,100		372,800		447,300	8
38	235,600		259,500	13	329,200	1	374,300		448,100	10
39	236,900		261,500	61	331,200	1	375,800		448,900	5
40	238,100		263,300	26	333,400	2	377,400		449,700	10
41	239,200		265,500	305	335,200	8	378,600		450,600	13
42	240,300		267,500	21	337,300	3	380,000		451,300	8
43	241,400		269,300	73	339,300	3	381,300		452,100	16
44	242,400		271,200	27	341,400	5	382,800		452,900	16
45	243,500		273,000	256	343,100	6	384,200		453,800	10
46	244,400		274,900	28	345,000	2	385,800		454,600	15
47	245,300		276,700	100	347,000	6	387,400		455,400	25
48	245,900		278,500	21	349,000	4	388,900	1	456,200	15
49	246,800	1	280,200	252	350,400	9	390,300		457,100	25
50	248,100		282,000	32	352,300	11	391,700		457,900	19
51	248,900		283,500	93	354,000	8	393,200	3	458,700	15
52	250,100		285,100	25	355,800	8	394,600		459,500	21

級 号給	1級 (実習助手等)		2級 (教諭等)		3級 (主幹教諭)		4級 (教頭)		5級 (校長等)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	250,900		286,600	233	357,700	14	395,800		460,400	19
54	251,800		288,600	39	359,400	11	397,100	1	461,200	11
55	252,900		290,700	123	361,000	15	398,200		461,900	13
56	253,700		292,900	36	362,600	13	399,300		462,700	13
57	254,600		294,700	206	364,000	21	400,600	1	463,600	36
58	255,500		296,900	65	365,500	18	401,800	2		
59	256,300		298,900	163	366,900	25	403,000			
60	257,100		301,400	34	368,300	16	404,300			
61	258,000		303,300	136	369,400	13	405,500	1		
62	259,100		305,400	57	370,600	25	406,500	2		
63	260,300		307,600	167	372,000	37	407,900	5		
64	261,200		309,700	41	373,300	31	409,200			
65	262,200		311,500	129	374,600	21	410,200	8		
66	263,400		313,500	58	375,800	27	411,300	3		
67	264,700		315,400	195	377,000	21	412,500	7		
68	266,100		317,200	59	378,300	16	413,600	8		
69	267,200		318,900	115	379,600	27	414,600	5		
70	268,400		320,900	52	380,700	17	415,600	2		
71	269,600		323,000	176	381,900	29	416,600	8		
72	270,700		325,000	57	383,000	23	417,600	8		
73	271,500		326,900	130	384,400	33	418,600	8		
74	272,700		329,000	64	385,400	24	419,300	4		
75	273,900		331,000	174	386,400	32	419,900	7		
76	274,800		333,200	65	387,400	29	420,600	10		
77	275,700		334,800	116	388,300	35	421,300	12		
78	276,900		336,600	67	389,300	23	422,000	5		
79	278,000		338,400	108	390,400	29	422,700	10		
80	279,100		340,100	59	391,400	32	423,400	11		
81	280,100		341,800	116	392,100	30	424,200	8		
82	281,300		343,600	66	392,900	34	424,900	8		
83	282,400		345,000	131	393,800	42	425,600	11		
84	283,500		346,800	75	394,700	43	426,300	7		
85	284,500		348,100	117	395,500	31	426,800	7		
86	285,600		349,700	64	396,300	31	427,300	16		
87	286,600		351,100	116	397,100	22	427,900	6		
88	287,800		352,600	84	397,900	28	428,600	14		
89	288,800		353,900	116	398,500	28	429,300	13		
90	289,900		355,200	83	399,200	28	429,800	9		
91	291,100		356,500	116	399,900	28	430,500	10		
92	292,300		357,900	61	400,500	33	431,000	8		
93	293,000		359,400	75	401,100	23	431,400	10		
94	293,900		360,500	65	401,800	20	432,000	11		
95	295,000		361,800	99	402,500	25	432,600	5		
96	296,200		363,000	54	403,300	25	433,200	6		
97	297,200		364,000	101	404,000	17	433,600	7		
98	298,300		365,000	68	404,800	25	434,200	13		
99	299,200		365,900	73	405,600	26	434,800	8		
100	300,300		366,900	70	406,400	22	435,400	5		
101	301,200		367,800	77	406,900	22	435,800	7		
102	302,300		368,800	73	407,500	20	436,400	5		
103	303,400		369,800	90	408,200	18	437,000	8		
104	304,300		370,600	79	408,900	31	437,600	9		

級 号給	1 級 (実習助手等)		2 級 (教諭等)		3 級 (主幹教諭)		4 級 (教頭)		5 級 (校長等)	
	円	人	円	人	円	人	円	人		
105	304,900		371,400	77	409,700	17	438,000	7		
106	305,800		372,300	62	410,400	17	438,600	9		
107	306,600		373,200	78	411,100	18	439,200	8		
108	307,400		374,200	57	411,800	21	439,700	9		
109	308,300		375,000	76	412,400	16	440,100	13		
110	308,700		375,900	85	412,900	21	440,700	7		
111	309,000		376,900	81	413,400	23	441,300	10		
112	309,500		377,900	61	413,900	17	441,900	11		
113	310,100		378,500	61	414,400	12	442,300	7		
114	310,500		379,300	64	414,900	14	442,900	8		
115	311,000		380,200	75	415,400	16	443,500	6		
116	311,500		381,000	48	415,900	19	444,100	7		
117	312,100		381,800	54	416,500	21	444,500	7		
118	312,600		382,500	45	416,900	15	445,100	6		
119	313,000		383,300	46	417,400	16	445,700	5		
120	313,500		384,100	37	417,900	20	446,300	4		
121	313,900		384,700	50	418,500	20	446,700	30		
122	314,300		385,500	41	418,900	16				
123	314,800		386,100	52	419,400	12				
124	315,300		386,700	41	419,900	12				
125	315,900		387,300	46	420,500	13				
126	316,200		388,000	41	421,000	15				
127	316,500		388,500	30	421,500	14				
128	316,800		389,100	37	421,900	11				
129	317,000		389,800	31	422,500	16				
130	317,300		390,400	34	423,000	9				
131	317,600		390,900	34	423,500	9				
132	317,900		391,300	33	424,000	11				
133	318,100		391,600	30	424,600	5				
134	318,300		392,100	22	425,100	8				
135	318,500		392,700	34	425,600	9				
136	318,800		393,300	26	426,100	5				
137	319,000		393,800	29	426,700	40				
138	319,200		394,400	21						
139	319,500		395,000	21						
140	319,800		395,600	16						
141	320,000		396,000	25						
142	320,200		396,500	18						
143	320,500		397,000	21						
144	320,700		397,500	16						
145	321,000		397,900	18						
146	321,200		398,500	21						
147	321,500		399,000	24						
148	321,800		399,600	23						
149	322,000		400,000	19						
150	322,200		400,500	15						
151	322,500		401,000	18						
152	322,800		401,400	16						
153	323,000		402,000	18						
154	323,300		402,400	17						
155	323,600		402,900	26						
156	323,800		403,400	19						

級 号給	1級 (実習助手等)		2級 (教諭等)		3級 (主幹教諭)		4級 (教頭)		5級 (校長等)	
	円	人	円	人						
157	324,000		404,000	24						
158	324,200		404,500	13						
159	324,500		405,000	19						
160	324,700		405,500	19						
161	324,900		406,100	13						
162	325,200		406,500	20						
163	325,500		407,000	10						
164	325,700		407,500	16						
165	325,900		408,100	21						
166			408,600	13						
167			409,100	13						
168			409,600	9						
169			410,200	9						
170			410,700	5						
171			411,200	8						
172			411,600	4						
173			412,200	5						
174			412,700	6						
175			413,200	6						
176			413,700	3						
177			414,300	6						
178			414,800	4						
179			415,300	3						
180			415,800	3						
181			416,400	5						
182			416,800	7						
183			417,300	4						
184			417,800	5						
185			418,400	15						

(参考)

定年前 再任用 短時間 勤務職員	225,300		260,300	21	284,800		329,300		401,200	
暫定再任用 職員	225,300		260,300	463	284,800		329,300	16	401,200	112

(その5) 医療職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (医師等)		2級 (係長職)		3級 (課長職)		4級 (部長職)		5級 (局長職)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
全	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
	-	2	-	4	-	7	-	21	-	2
1	229,000		347,700		383,900		413,200		544,300	
2	231,200		351,300		386,500		415,500		546,600	
3	233,400		354,900		389,000		417,800		548,900	
4	235,700		358,400		391,500		420,100		551,200	
5	238,000		361,900		394,000		422,300		553,400	
6	240,300		365,400		396,600		424,600		555,500	
7	242,600		368,900		399,200		426,900		557,500	
8	244,900		372,400		401,700		429,200		559,500	
9	247,000		375,900		404,200		431,400		561,500	
10	249,600		379,100	1	406,700		433,700		563,500	
11	252,200		382,300		409,100		435,900		565,400	
12	254,800		385,400		411,500		438,100		567,200	
13	257,500		388,400		413,900		440,300		569,100	1
14	260,300		390,800		416,300		442,600	1	570,900	
15	263,200		393,100		418,700		444,800		572,700	
16	266,100		395,300		421,000		447,000		574,500	
17	269,100		397,200		423,300		449,200	1	576,200	
18	271,500		399,400		425,600	1	451,500	1	577,800	
19	273,700		401,600		427,900		453,700		579,300	
20	275,700		403,700		430,100		455,900		580,700	
21	277,900		405,400		432,300		458,100		582,100	
22	281,100		407,600		434,500		460,300		583,400	
23	284,100		409,700		436,700		462,500		584,700	
24	287,100		411,700		438,900		464,600		585,900	
25	290,100		413,700		441,100	1	466,700		587,100	
26	293,200		415,400		443,300		468,900		588,400	
27	296,100		417,400	2	445,400		471,000		589,600	
28	298,800		419,300		447,500		473,100		590,900	
29	301,400		421,300		449,600		475,200	1	592,100	
30	304,100		423,100		451,700		477,400		593,300	1
31	306,800		424,900	1	453,700	1	479,500		594,500	
32	309,400		426,800		455,700		481,600	1	595,800	
33	312,000		428,700		457,700		483,700		597,000	
34	314,800		430,600		459,800	1	485,900		598,200	
35	317,700		432,600		461,800		488,000		599,500	
36	320,500		434,600		463,800	1	490,100		600,700	
37	323,300		436,600		465,800		492,100		601,900	
38	326,000		438,500		467,900		494,100		603,100	
39	328,700		440,500		469,900		496,100		604,300	
40	331,300		442,500		471,900		498,100		605,600	
41	333,900	1	444,400		473,900		500,100		606,800	
42	336,600		446,100		475,900		502,100	1	608,000	
43	339,000		447,600		477,900	1	504,000	1	609,200	
44	341,600		449,100		479,900		505,900		610,500	
45	344,100		450,500		481,800		507,800		611,700	
46	346,500		452,000		483,700		509,600		612,900	
47	349,000		453,500		485,600		511,400	1	614,100	
48	351,400		454,900		487,300		513,100		615,300	
49	353,800	1	456,300		488,900		514,800		616,500	
50	356,200		457,700		490,400		516,200	2	617,700	
51	358,500		459,100		491,900		517,600		618,900	
52	360,800		460,400		493,400		518,900		620,100	



級 号給	1級 (医師等)		2級 (係長職)		3級 (課長職)		4級 (部長職)		5級 (局長職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	363,200		461,700		494,900		520,300		621,400	
54	365,500		462,300		495,800		521,400		622,600	
55	367,900		462,900		496,700		522,500		623,800	
56	370,100		463,500		497,600		523,500	1	625,100	
57	372,200		464,000		498,400		524,500		626,300	
58	373,600				499,200		525,400			
59	375,000				500,000		526,300	1		
60	376,400				500,800		527,100			
61	377,200				501,600		527,900			
62	378,300				502,400		528,600			
63	379,100				503,100		529,300	1		
64	380,100				503,800		529,900			
65	381,000				504,500		530,500			
66	381,900				505,200		531,200	1		
67	382,800				505,900		531,900			
68	383,600				506,600		532,500	1		
69	384,500				507,300		533,100			
70	385,100				508,000	1	533,800			
71	385,600				508,700		534,500			
72	386,000				509,400		535,100			
73	386,300				510,000		535,700			
74							536,300			
75							536,900			
76							537,500			
77							538,100	6		
(参考)										
定年前 再任用 短時間 勤務職員	298,200		340,100		393,600		466,500		566,400	

### 第3表 給料表別・年齢別平均給料月額等

#### (その1) 給料表別・年齢別平均給料月額・人員

給料表 年齢	行政職員		消防職員		教育職員	
	円	人	円	人	円	人
全	<b>323,543</b>	<b>15,279</b>	<b>311,910</b>	<b>3,451</b>	<b>344,294</b>	<b>14,207</b>
18	165,800	14	184,200	7	-	-
19	169,759	17	186,427	11	-	-
20	174,400	32	189,177	31	-	-
21	181,136	44	195,112	49	222,976	2
22	194,579	244	203,235	68	234,407	423
23	199,536	280	208,668	91	238,969	465
24	205,068	396	214,558	110	244,364	524
25	210,050	419	220,470	123	250,192	516
26	216,674	413	226,922	120	258,412	490
27	222,166	414	232,839	135	267,843	420
28	232,045	409	239,147	136	275,525	388
29	240,297	437	246,538	88	282,880	354
30	247,496	391	253,265	81	289,635	376
31	256,244	377	260,824	94	296,819	395
32	261,923	368	269,202	101	305,358	416
33	270,775	403	277,315	104	313,867	397
34	279,652	397	283,557	101	322,775	434
35	286,606	426	296,181	102	331,122	461
36	296,689	445	306,487	94	340,330	420
37	301,621	429	310,799	90	346,975	410
38	313,412	425	323,624	96	355,910	397
39	322,136	394	328,440	80	363,396	435
40	332,881	458	341,092	99	369,397	463
41	346,049	432	354,205	82	375,373	416
42	351,021	446	353,762	97	381,430	363
43	360,815	404	365,416	92	385,383	398
44	369,412	417	375,731	70	390,912	420
45	376,538	419	377,649	51	394,798	424
46	381,594	390	383,898	82	399,350	391
47	385,844	361	386,054	46	402,323	347
48	385,597	408	392,209	53	404,009	336
49	391,724	375	389,527	93	408,929	326
50	396,832	412	386,619	94	413,189	306
51	393,793	458	389,806	79	415,740	322
52	399,393	442	394,635	66	418,345	246
53	399,439	488	395,782	68	421,277	203
54	404,229	448	391,828	53	426,143	193
55	404,594	380	390,084	62	427,202	255
56	404,653	385	391,213	54	428,928	256
57	401,796	314	393,375	71	433,915	262
58	413,355	325	398,430	100	436,605	287
59	415,222	332	399,086	127	437,492	269
60以上	404,418	11	-	-	457,100	1

(注) 給料月額には、「給料の調整額」、「教職調整額」及び「切替に伴う差額」を含む。(その2)も同じ。

医療職員	
円	人
<b>484,450</b>	<b>36</b>
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
333,900	1
-	-
353,800	1
-	-
379,100	1
417,400	1
-	-
-	-
424,900	1
470,850	2
441,100	1
417,400	1
475,200	1
442,600	1
507,700	2
483,850	2
425,600	1
-	-
-	-
498,950	2
504,167	3
-	-
519,850	2
-	-
518,650	2
481,600	1
494,167	3
-	-
550,414	7

(その2) 行政職員給料表の級別・年齢別平均給料月額・人員

級 年 齢	1 級 (職員Ⅰ)		2 級 (職員Ⅱ)		3 級 (職員Ⅲ)		4 級 (係長職)		5 級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
全	213,211	2,735	277,299	4,587	372,248	3,953	370,528	2,239	399,935	553
18	165,800	14	-	-	-	-	-	-	-	-
19	169,759	17	-	-	-	-	-	-	-	-
20	174,400	32	-	-	-	-	-	-	-	-
21	181,136	44	-	-	-	-	-	-	-	-
22	194,579	244	-	-	-	-	-	-	-	-
23	199,536	280	-	-	-	-	-	-	-	-
24	205,068	396	-	-	-	-	-	-	-	-
25	210,050	419	-	-	-	-	-	-	-	-
26	216,674	413	-	-	-	-	-	-	-	-
27	222,166	414	-	-	-	-	-	-	-	-
28	223,876	172	237,973	237	-	-	-	-	-	-
29	226,249	90	243,423	342	-	-	279,420	5	-	-
30	228,074	31	248,196	351	-	-	287,100	9	-	-
31	232,721	19	255,144	337	-	-	295,171	21	-	-
32	240,400	19	259,419	318	-	-	299,827	30	-	-
33	242,538	13	267,345	350	-	-	309,968	40	-	-
34	251,790	10	274,726	335	-	-	316,748	52	-	-
35	253,979	14	280,228	344	305,400	3	326,518	65	-	-
36	257,178	9	286,996	338	305,400	1	334,043	97	-	-
37	254,900	7	291,999	334	324,600	2	342,000	85	364,100	1
38	267,440	10	300,083	299	-	-	351,056	113	377,133	3
39	273,850	4	306,854	274	328,900	1	357,978	103	378,967	12
40	276,882	11	309,660	241	349,708	61	363,661	116	382,836	25
41	285,450	2	311,407	145	350,687	130	369,083	121	386,584	25
42	283,636	11	308,867	101	354,364	183	371,757	110	390,206	31
43	277,400	3	307,783	60	357,484	193	377,029	92	392,366	38
44	290,400	1	309,192	39	361,417	219	377,774	87	393,103	33
45	292,067	3	310,188	32	365,330	204	380,949	95	395,974	34
46	287,260	5	315,431	16	366,951	211	382,148	73	396,936	22
47	289,725	4	306,080	15	368,200	167	383,527	86	399,304	24
48	289,400	2	316,020	10	369,367	212	384,943	96	400,004	27
49	294,367	3	321,300	10	371,509	208	387,948	64	402,667	18
50	284,333	3	320,540	5	373,554	199	388,911	88	403,228	25
51	292,200	2	321,522	9	375,946	248	391,153	94	403,203	32
52	286,267	3	325,113	8	378,188	222	393,184	95	404,754	28
53	292,700	1	319,500	8	379,946	260	395,430	100	409,595	39
54	293,125	4	322,233	6	381,820	254	397,168	63	410,764	33
55	294,600	1	313,400	3	381,911	211	397,536	59	409,210	29
56	-	-	325,300	6	382,102	231	398,431	48	409,947	17
57	294,600	1	321,740	5	382,056	188	398,556	50	411,244	16
58	294,600	1	317,850	2	383,685	175	400,095	38	409,050	18
59	294,600	1	321,067	3	383,768	170	399,266	44	411,096	23
60以上	294,600	2	314,925	4	-	-	-	-	-	-

6 級 (課長職)		7 級 (部長職)		8 級 (局区長職)	
円	人	円	人	円	人
<b>452,862</b>	<b>928</b>	<b>503,942</b>	<b>228</b>	<b>551,575</b>	<b>56</b>
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
330,000	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
424,475	4	-	-	-	-
428,344	9	-	-	-	-
434,822	9	487,900	1	-	-
437,722	18	-	-	-	-
439,655	38	-	-	-	-
445,820	50	495,700	1	-	-
448,925	63	-	-	-	-
449,897	60	497,960	5	-	-
450,405	60	499,600	1	-	-
453,476	55	500,506	17	-	-
453,324	78	502,679	14	-	-
455,730	57	499,800	16	-	-
458,178	65	504,490	20	557,500	1
456,978	58	508,605	20	548,850	2
459,476	50	506,827	33	546,120	5
459,091	57	506,567	12	544,875	8
455,087	54	502,509	23	557,950	6
455,697	31	503,072	18	548,880	5
458,061	57	503,904	25	554,611	9
458,360	52	504,827	22	552,435	17
465,650	2	-	-	556,133	3

**第4表 扶養手当の支給状況**

受給職員数	非受給職員数	計	1人当たり 平均手当額
人 (%) 11,663 (35.4)	人 (%) 21,310 (64.6)	人 (%) 32,973 (100.0)	円 7,152

(注) ( ) 内の数字は、調査対象職員数を100とした場合の割合である。

扶 養 親 族 数						計
配偶者		子		父母等		
部長級	課長級以下	配偶者が いない場合 の1人目	左記以外	部長級	課長級以下	
3,500円	6,500円	11,500円	10,000円	3,500円	6,500円	
人 (%) 91 (0.4)	人 (%) 3,942 (17.3)	人 (%) 404 (1.8)	人 (%) 18,141 (79.4)	人 (%) 3 (0.0)	人 (%) 253 (1.1)	人 (%) 22,834 (100.0)

(注) 1 本表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

2 ( ) 内の数字は、扶養親族数の合計を100とした場合の割合である。

**第5表 住居手当の支給状況**

受給職員数	非受給職員数	計	1人当たり 平均手当額
人 (%) 6,904 (20.9)	人 (%) 26,069 (79.1)	人 (%) 32,973 (100.0)	円 4,104

(注) ( ) 内の数字は、調査対象職員数を100とした場合の割合である。

**第6表 管理職手当の支給状況**

区 分	該 当 職 員 数		1 人 当 たり 平 均 支 給 額
	人	(%)	円
局 区 長 級	58	(2.7)	136,310
部 長 級	274	(12.9)	91,427
課 長 級	942	(44.2)	52,230
校 長	355	(16.7)	56,555
校 長 代 理	5	(0.2)	51,000
教 頭	497	(23.3)	40,036
受 給 職 員 計	2,131	(100.0)	57,432

(注) ( ) 内の数字は、受給職員計を100とした場合の割合である。





## 第2部 民間給与の実態



## 職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的及び時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### 2 調査機関

本委員会、人事院並びに都道府県、指定都市及び特別区等の各人事委員会

### 3 調査の範囲

#### (1) 対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所 1,469事業所

#### (2) 対象職種

76職種（うち、初任給関係職種18職種）

事務・技術（支店長、工場長、部長、課長、係長、係員等）、医療教育関係職種等

#### (3) 従業員数（母集団の推定数）

139,447人

### 4 調査対象の抽出

#### (1) 事業所の抽出

前記3(1)の事業所を産業、企業規模、本店・支店の別により16層に分類し、これらの層から291事業所を無作為に抽出した。

#### (2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を実施した。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### (3) 調査実人員

14,662人（うち、初任給関係職種1,171人）

### 5 集計方法

総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元して行った。

第7表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	計	50人～ 99人	100人～ 499人	500人～ 999人	1,000人～ 2,999人	3,000人 以上
<b>産 業 計</b>	<b>212</b>	<b>17</b>	<b>64</b>	<b>34</b>	<b>37</b>	<b>60</b>
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	20	2	8	5	1	4
製 造 業	57	7	17	11	6	16
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	49	5	18	5	13	8
卸 売 業 、 小 売 業	30	2	6	10	4	8
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	17	0	2	0	3	12
教育、学習支援業、医療、福祉、 サ ー ビ ス 業	39	1	13	3	10	12

(注) 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が75、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4あった。

## 第8表 企業規模別・職種別・学歴別給与月額等

### (その1) 公民給与比較の職種

#### 1 全規模

調査実人員計 12,941 人

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均給与月額			備 考		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職	支 店 長	21	52.89	944,002	1,090	942,912	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	18	52.45	985,575	1,291	984,285		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	2	57.32	793,394	0	793,394		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	5	57.69	890,994	0	890,994		構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	2	55.00	934,000	0	934,000		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	3	58.85	872,323	0	872,323		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 長	604	51.43	715,444	2,179	713,265	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)		
大 学 卒	483	51.16	735,114	1,905	733,209			
短 大 卒	50	51.60	643,739	82	643,657			
高 校 卒	70	52.91	643,831	5,396	638,435			
中 学 卒	X	X	X	X	X			
技 術 部 長	509	52.79	779,145	5,783	773,363	同 上		
大 学 卒	395	52.63	796,521	5,774	790,747			
短 大 卒	47	52.58	697,766	1,773	695,994			
高 校 卒	67	53.87	729,293	8,443	720,850			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	202	49.05	713,843	9,284	704,560	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等 と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長一課長間)		
大 学 卒	143	47.88	748,580	10,443	738,136			
短 大 卒	17	53.32	570,979	6,982	563,996			
高 校 卒	42	53.51	587,322	4,088	583,235			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	44	50.59	596,114	1,415	594,700	同 上		
大 学 卒	30	50.83	616,806	1,554	615,253			
短 大 卒	7	49.96	521,013	211	520,802			
高 校 卒	7	50.27	589,021	2,131	586,890			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均 給 与 月 額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	<b>事 務 課 長</b>	<b>1,174</b>	<b>48.99</b>	<b>629,395</b>	<b>33,578</b>	<b>595,817</b>	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	876	48.21	642,912	38,131	604,781	
	短 大 卒	121	51.01	600,551	28,094	572,457	
	高 校 卒	176	52.05	571,673	10,903	560,769	
技 術	中 学 卒	X	X	X	X	X	同 上
	<b>技 術 課 長</b>	<b>1,143</b>	<b>49.96</b>	<b>633,902</b>	<b>17,646</b>	<b>616,256</b>	
	大 学 卒	892	49.52	639,613	18,419	621,194	
	短 大 卒	109	51.15	589,852	14,430	575,422	
技 術	高 校 卒	140	52.36	624,355	14,361	609,993	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	中 学 卒	2	56.41	655,927	0	655,927	
	<b>事 務 課 長 代 理</b>	<b>286</b>	<b>42.40</b>	<b>537,752</b>	<b>76,436</b>	<b>461,316</b>	
	大 学 卒	213	41.14	542,641	81,218	461,423	
関 係	短 大 卒	40	45.00	513,186	65,256	447,930	同 上
	高 校 卒	33	50.42	531,689	48,593	483,096	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	<b>技 術 課 長 代 理</b>	<b>193</b>	<b>48.58</b>	<b>576,331</b>	<b>82,259</b>	<b>494,072</b>	
事 務	大 学 卒	153	48.20	590,762	86,077	504,685	係の長及び係長級専門職
	短 大 卒	16	52.65	506,894	70,410	436,484	
	高 校 卒	24	47.98	509,764	57,640	452,124	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 種	<b>事 務 係 長</b>	<b>665</b>	<b>47.11</b>	<b>476,516</b>	<b>62,364</b>	<b>414,152</b>	同 上
	大 学 卒	441	44.99	479,350	64,697	414,653	
	短 大 卒	81	50.32	458,945	56,837	402,109	
	高 校 卒	141	51.67	477,843	58,059	419,784	
種	中 学 卒	2	41.97	522,306	112,079	410,227	同 上
	<b>技 術 係 長</b>	<b>712</b>	<b>45.26</b>	<b>530,035</b>	<b>88,309</b>	<b>441,726</b>	
	大 学 卒	506	44.37	533,695	90,379	443,315	
	短 大 卒	79	48.64	509,710	79,427	430,283	
種	高 校 卒	127	47.36	525,207	84,043	441,164	同 上
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実 人 員	平均年齢	平均 給 与 月 額			備 考			
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)				
							円	円	円
事 務 主 任	人	歳				係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）			
	576	43.24	436,564	70,832	365,732				
	大学卒	390	41.07	437,595	73,472		364,123		
	短大卒	87	46.64	427,870	58,943		368,927		
	高校卒	99	50.01	438,849	68,641		370,208		
	中学卒	-	-	-	-		-		
	技 術 主 任	763	42.27	492,365	94,329		398,036	同 上	
		大学卒	609	41.63	495,489		96,073		399,416
		短大卒	73	44.55	499,853		97,657		402,195
		高校卒	81	45.28	461,387		77,777		383,610
中学卒		-	-	-	-	-			
事 務 係 員		3,079	36.32	364,251	46,219	318,032	同 上		
		大学卒	2,181	33.87	367,525	48,617			318,908
		短大卒	345	41.87	358,281	42,386			315,895
		高校卒	547	43.65	353,237	37,684			315,553
		中学卒	6	51.44	368,295	58,130			310,165
	技 術 係 員	2,965	37.26	395,750	62,795	332,955		同 上	
		大学卒	2,167	35.42	394,780	62,640			332,140
		短大卒	368	42.94	408,400	63,221			345,179
		高校卒	430	42.51	389,226	63,287			325,939
		中学卒	-	-	-	-			-

- (注) 1 きまって支給する給与は、令和6年4月に支払われた給与総額（通勤手当を除く。）をいう。  
2 きまって支給する給与及びうち時間外手当は、小数点以下の端数があるため、その差と(A) - (B)は一致しない場合がある。  
3 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長の上に位置付けられる者をいう。  
4 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、課長と係長の上に位置付けられる者をいう。  
5 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、係長と係員の上に位置付けられる者をいう。  
6 「X」は、調査実人員が1人の場合である。  
7 上記1から6までは、第8表において全て同じ。

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

調査実人員計 10,037 人

職 種 名	調 査 実 人 員	平均年齢	平均給与月額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
<b>支 店 長</b>	<b>21</b>	<b>52.89</b>	<b>944,002</b>	<b>1,090</b>	<b>942,912</b>	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	18	52.45	985,575	1,291	984,285	
短大卒	X	X	X	X	X	
高校卒	2	57.32	793,394	0	793,394	
中学卒	-	-	-	-	-	
<b>工 場 長</b>	<b>3</b>	<b>54.24</b>	<b>829,525</b>	<b>0</b>	<b>829,525</b>	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	2	55.00	934,000	0	934,000	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	X	X	X	X	X	
中学卒	-	-	-	-	-	
<b>事 務 部 長</b>	<b>457</b>	<b>50.91</b>	<b>729,329</b>	<b>354</b>	<b>728,974</b>	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	372	50.56	747,486	339	747,147	
短大卒	33	50.73	663,158	19	663,139	
高校卒	52	53.22	656,923	665	656,258	
中学卒	-	-	-	-	-	
<b>技 術 部 長</b>	<b>427</b>	<b>52.76</b>	<b>795,704</b>	<b>2,766</b>	<b>792,937</b>	同 上
大学卒	341	52.68	805,130	2,886	802,243	
短大卒	35	52.15	742,420	2,140	740,280	
高校卒	51	53.65	765,753	2,352	763,401	
中学卒	-	-	-	-	-	
<b>事 務 部 次 長</b>	<b>157</b>	<b>48.85</b>	<b>738,216</b>	<b>8,375</b>	<b>729,841</b>	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長一課長間）
大学卒	116	47.85	767,540	9,499	758,041	
短大卒	8	55.63	542,033	6,518	535,516	
高校卒	33	53.34	606,031	2,041	603,990	
中学卒	-	-	-	-	-	
<b>技 術 部 次 長</b>	<b>34</b>	<b>50.29</b>	<b>611,240</b>	<b>1,939</b>	<b>609,301</b>	同 上
大学卒	24	50.97	621,673	2,050	619,623	
短大卒	4	47.25	573,402	402	573,000	
高校卒	6	49.72	596,385	2,555	593,831	
中学卒	-	-	-	-	-	
<b>事 務 課 長</b>	<b>957</b>	<b>48.89</b>	<b>645,785</b>	<b>36,844</b>	<b>608,941</b>	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
大学卒	726	48.13	656,939	41,207	615,732	
短大卒	91	51.16	623,399	33,439	589,960	
高校卒	139	52.15	590,580	11,169	579,411	
中学卒	X	X	X	X	X	
<b>技 術 課 長</b>	<b>966</b>	<b>50.02</b>	<b>644,715</b>	<b>17,693</b>	<b>627,021</b>	同 上
大学卒	775	49.69	647,918	18,213	629,705	
短大卒	79	50.89	609,339	16,464	592,875	
高校卒	111	52.15	643,813	14,240	629,572	
中学卒	X	X	X	X	X	

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均給与月額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
<b>事務課長代理</b>	<b>251</b>	<b>41.97</b>	<b>543,392</b>	<b>78,800</b>	<b>464,593</b>	前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する 者 職能資格等が上記課長代理と同等と 認められる課長代理及び課長代理級 専門職 中間職（課長一係長間）	
大学卒	188	40.69	548,287	83,534	464,752		
短大卒	39	44.91	512,334	66,370	445,963		
高校卒	24	51.10	554,004	48,574	505,430		
中学卒	-	-	-	-	-		
<b>技術課長代理</b>	<b>157</b>	<b>49.06</b>	<b>592,519</b>	<b>89,673</b>	<b>502,846</b>		同上
大学卒	129	48.71	604,987	90,928	514,059		
短大卒	7	55.98	530,289	112,306	417,983		
高校卒	21	47.31	514,602	59,543	455,058		
中学卒	-	-	-	-	-		
<b>事務係長</b>	<b>561</b>	<b>47.20</b>	<b>479,267</b>	<b>62,335</b>	<b>416,932</b>	係の長及び係長級専門職	
大学卒	372	45.11	483,234	64,619	418,615		
短大卒	70	49.99	458,369	58,150	400,219		
高校卒	118	51.84	479,370	57,497	421,872		
中学卒	X	X	X	X	X		
<b>技術係長</b>	<b>546</b>	<b>45.64</b>	<b>557,926</b>	<b>94,959</b>	<b>462,967</b>	同上	
大学卒	394	44.56	557,384	95,965	461,418		
短大卒	56	48.74	544,095	89,043	455,051		
高校卒	96	49.41	567,993	93,052	474,941		
中学卒	-	-	-	-	-		
<b>事務主任</b>	<b>432</b>	<b>43.64</b>	<b>459,968</b>	<b>80,590</b>	<b>379,378</b>	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任 のうち、課長代理以上に直属し、部 下を有する者 係長等のいない事業所において、職 能資格等が上記主任と同等と認めら れる主任 中間職（係長一係員間）	
大学卒	295	41.35	459,684	82,660	377,024		
短大卒	56	47.49	469,809	73,778	396,032		
高校卒	81	50.64	455,172	76,259	378,913		
中学卒	-	-	-	-	-		
<b>技術主任</b>	<b>596</b>	<b>42.74</b>	<b>519,243</b>	<b>103,459</b>	<b>415,784</b>	同上	
大学卒	503	41.92	517,385	103,613	413,771		
短大卒	44	47.36	549,074	106,047	443,027		
高校卒	49	46.92	510,557	99,426	411,131		
中学卒	-	-	-	-	-		
<b>事務係員</b>	<b>2,297</b>	<b>36.29</b>	<b>365,509</b>	<b>45,740</b>	<b>319,769</b>		
大学卒	1,616	33.71	368,146	47,692	320,454		
短大卒	255	41.79	359,706	42,276	317,430		
高校卒	422	44.04	357,093	39,115	317,978		
中学卒	4	50.93	414,433	65,342	349,091		
<b>技術係員</b>	<b>2,175</b>	<b>37.74</b>	<b>405,996</b>	<b>66,453</b>	<b>339,543</b>		
大学卒	1,607	35.71	404,010	65,960	338,050		
短大卒	266	44.68	424,412	66,043	358,369		
高校卒	302	43.49	399,814	69,971	329,843		
中学卒	-	-	-	-	-		



3 規模500人未満（企業規模50人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

調査実人員計 2,904 人

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平 均 給 与 月 額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
<b>支 店 長</b>	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
<b>工 場 長</b>	<b>2</b>	<b>61.00</b>	<b>950,015</b>	<b>0</b>	<b>950,015</b>	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	2	61.00	950,015	0	950,015	
<b>事 務 部 長</b>	<b>147</b>	<b>52.87</b>	<b>677,246</b>	<b>7,198</b>	<b>670,048</b>	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	111	52.93	698,900	6,490	692,410	
短 大 卒	17	53.22	607,598	201	607,397	
高 校 卒	18	52.06	608,443	18,184	590,259	
<b>技 術 部 長</b>	<b>82</b>	<b>53.00</b>	<b>683,537</b>	<b>23,199</b>	<b>660,339</b>	同 上
大 学 卒	54	52.26	734,312	26,646	707,667	
短 大 卒	12	53.93	559,970	639	559,331	
高 校 卒	16	54.59	612,991	27,874	585,118	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
<b>事 務 部 次 長</b>	<b>45</b>	<b>49.95</b>	<b>605,108</b>	<b>13,336</b>	<b>591,772</b>	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職（部長－課長間）
大 学 卒	27	48.09	633,684	16,164	617,520	
短 大 卒	9	51.59	592,601	7,329	585,272	
高 校 卒	9	54.04	530,580	10,295	520,285	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
<b>技 術 部 次 長</b>	<b>10</b>	<b>51.40</b>	<b>555,265</b>	<b>0</b>	<b>555,265</b>	同 上
大 学 卒	6	50.39	601,582	0	601,582	
短 大 卒	3	52.93	463,382	0	463,382	
高 校 卒	X	X	X	X	X	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
<b>事 務 課 長</b>	<b>217</b>	<b>49.52</b>	<b>539,131</b>	<b>15,588</b>	<b>523,543</b>	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
大 学 卒	150	48.73	553,121	18,438	534,682	
短 大 卒	30	50.50	519,790	9,200	510,590	
高 校 卒	37	51.70	501,913	9,925	491,988	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
<b>技 術 課 長</b>	<b>177</b>	<b>49.40</b>	<b>536,854</b>	<b>17,223</b>	<b>519,631</b>	同 上
大 学 卒	117	47.58	545,355	20,761	524,593	
短 大 卒	30	52.24	509,557	6,049	503,509	
高 校 卒	29	53.40	529,554	14,951	514,603	
中 学 卒	X	X	X	X	X	

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平 均 給 与 月 額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	<b>事務課長代理</b>	<b>35</b>	<b>47.15</b>	<b>476,110</b>	<b>50,598</b>	<b>425,512</b>	前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する 者 職能資格等が上記課長代理と同等と 認められる課長代理及び課長代理級 専門職 中間職（課長一係長間）  同 上  係の長及び係長級専門職  同 上  同 上  係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任 のうち、課長代理以上に直属し、部 下を有する者 係長等のいない事業所において、職 能資格等が上記主任と同等と認めら れる主任 中間職（係長一係員間）  同 上
	大学卒	25	46.52	474,447	53,234	421,213	
	短大卒	X	X	X	X	X	
	高校卒	9	48.60	471,512	48,645	422,866	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	<b>技術課長代理</b>	<b>36</b>	<b>45.76</b>	<b>481,329</b>	<b>38,749</b>	<b>442,580</b>	
	大学卒	24	44.41	485,385	50,145	435,241	
	短大卒	9	47.37	469,867	4,102	465,765	
	高校卒	3	51.88	481,650	46,577	435,072	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	<b>事務係長</b>	<b>104</b>	<b>46.61</b>	<b>461,206</b>	<b>62,526</b>	<b>398,681</b>	
	大学卒	69	44.31	457,791	65,127	392,664	
	短大卒	11	52.51	462,713	48,244	414,469	
	高校卒	23	50.77	469,731	61,042	408,689	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	<b>技術係長</b>	<b>166</b>	<b>43.82</b>	<b>423,215</b>	<b>62,839</b>	<b>360,375</b>	
	大学卒	112	43.52	427,079	65,239	361,840	
	短大卒	23	48.45	437,980	59,365	378,615	
	高校卒	31	41.34	399,511	57,578	341,933	
	中学卒	-	-	-	-	-	
<b>事務主任</b>	<b>144</b>	<b>41.80</b>	<b>351,266</b>	<b>35,269</b>	<b>315,997</b>		
大学卒	95	39.95	352,082	37,905	314,177		
短大卒	31	45.02	347,787	30,616	317,171		
高校卒	18	46.70	352,544	28,364	324,181		
中学卒	-	-	-	-	-		
<b>技術主任</b>	<b>167</b>	<b>40.02</b>	<b>364,405</b>	<b>50,862</b>	<b>313,543</b>		
大学卒	106	39.80	357,600	48,586	309,014		
短大卒	29	37.98	384,607	78,014	306,593		
高校卒	32	42.24	370,222	37,639	332,584		
中学卒	-	-	-	-	-		
<b>事務係員</b>	<b>782</b>	<b>36.43</b>	<b>360,013</b>	<b>47,831</b>	<b>312,182</b>		
大学卒	565	34.39	365,470	51,678	313,792		
短大卒	90	42.14	353,522	42,755	310,767		
高校卒	125	42.18	338,972	32,391	306,581		
中学卒	2	52.73	251,097	39,812	211,285		
<b>技術係員</b>	<b>790</b>	<b>35.65</b>	<b>361,327</b>	<b>50,505</b>	<b>310,822</b>		
大学卒	560	34.38	361,862	50,797	311,066		
短大卒	102	37.40	357,593	54,268	303,325		
高校卒	128	39.99	361,967	46,080	315,887		
中学卒	-	-	-	-	-		

## (その2) その他の職種

## 全規模

調査実人員計

550 人

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平 均 給 与 月 額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
研究関係職種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研 究 部 ( 課 ) 長	32	52.51	996,556	73,495	923,062	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
	研 究 室 ( 係 ) 長	17	48.53	906,265	111,808	794,458	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	61	47.65	670,016	21,720	648,297	下記研究員より上位の者(研 究所長の職名を有する者、上 記研究部(課)長及び研究室 (係)長を除く。)
	研 究 員	108	37.66	470,095	57,613	412,482	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手 を除く。
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	業務委託契約等に基づき、他 の事業所において業務に従事 している者を除く。
	守 衛	-	-	-	-	-	
	用 務 員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	-	-	-	-	-	上記病院長に事故等のある ときの職務代行者
	医 科 長	22	45.64	929,726	29,455	900,272	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	19	31.37	671,838	72,439	599,398	
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
	薬 局 長	3	51.00	503,967	20,000	483,967	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	28	33.51	337,368	28,364	309,004	
	診 療 放 射 線 技 師	3	51.67	369,560	0	369,560	
	臨 床 検 査 技 師	10	40.80	298,853	12,291	286,562	
	栄 養 士	3	46.33	281,213	9,280	271,933	
	理 学 療 法 士	X	X	X	X	X	
	作 業 療 法 士	23	32.65	284,535	10,119	274,416	
	総 看 護 師 長	X	X	X	X	X	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	5	50.00	439,580	0	439,580	部下に看護師又は准看護師 5人以上
看 護 師	53	35.53	366,399	15,865	350,533		
准 看 護 師	11	49.09	330,883	9,560	321,323		
教育関係 職種	大 学 学 部 長	2	58.00	1,033,575	0	1,033,575	
	大 学 教 授	54	50.63	769,474	0	769,474	
	大 学 准 教 授	40	42.78	618,929	0	618,929	
	大 学 講 師	24	40.92	562,315	0	562,315	
	大 学 助 教	14	38.29	460,273	0	460,273	
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	X	X	X	X	X	
高 等 学 校 教 諭	15	41.93	501,774	35,070	466,704		

## 第9表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	396,300 円
	上半期 (A2)	403,309 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	921,418 円
	上半期 (B2)	923,869 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.33 月分
	上半期 (B2/A2)	2.29 月分
年 間 の 合 計		4.62 月分

- (注) 1 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。  
 2 本市の期末・勤勉手当の年間の支給月数は、条例により現行4.50月と定められている。  
 3 特別給の支給割合は、小数点以下第3位を四捨五入している。

## 第10表 民間における冬季賞与の配分状況

(単位：%)

課 長 級		係 員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
53.5	46.5	57.4	42.6

- (注) 1 一定率(額)分とは、在職期間に応じて一律に支給されるものをいう。  
 2 考課査定分とは、勤務実績に応じて支給されるものをいう。  
 3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入している。

第11表 職種別・学歴別初任給

職 種	学 歴	全 規 模	
新卒事務員 新卒技術者	計	大 学 卒	224,779 円
		短 大 卒	205,035 円
		高 校 卒	190,466 円
	新卒事務員	大 学 卒	221,338 円
		短 大 卒	202,491 円
		高 校 卒	189,435 円
	新卒技術者	大 学 卒	230,856 円
		短 大 卒	208,794 円
		高 校 卒	192,067 円

< 参 考 >

本市職員の初任給 (一般行政職)	大 学 卒	226,316 円
	短 大 卒	204,972 円
	高 校 卒	192,328 円

(注) 本市職員の初任給は、地域手当を含めたものである。

## 第12表 民間における扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,575 円
配偶者と子1人	18,269 円 (3,694 円)
配偶者と子2人	25,817 円 (7,548 円)

(注) 1 支給月額は、扶養家族の構成ごとに、その手当を支給している事業所の平均額である。

2 ( ) 内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。

### < 参 考 >

#### 本市職員の扶養手当

扶養家族の構成		支給月額
配偶者	局区長級	0 円
	部長級	3,500 円
	課長級以下	6,500 円
配偶者と子1人	局区長級	10,000 円 (10,000 円)
	部長級	13,500 円 (10,000 円)
	課長級以下	16,500 円 (10,000 円)
配偶者と子2人	局区長級	20,000 円 (10,000 円)
	部長級	23,500 円 (10,000 円)
	課長級以下	26,500 円 (10,000 円)

(注) 1 ( ) 内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。

2 上記のほか、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子一人につき5,000円が加算される。

第13表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ 慣行なし
係員	61.8	2.5	0.7	35.0
課長級	53.1	3.9	0.7	42.3

第14表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化なし		
係員	90.9	90.9	36.1	3.7	51.1	0.0	9.1
課長級	79.3	78.8	32.2	1.9	44.7	0.5	20.7

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第15表 対応級表

職 種 名		対 応 級	
		企 業 規 模 500 人 以 上	企 業 規 模 500 人 未 満
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	行 政 職 8 級	行 政 職 7 級
	事 務 ・ 技 術 部 長	” 7 級	” 6 級
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	” 6 級	
	事 務 ・ 技 術 課 長		” 5 級
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	” 5 級	” 4 級
	事 務 ・ 技 術 係 長	” 4 級	” 3、2 級
	事 務 ・ 技 術 主 任	” 3、2 級	” 1 級
	事 務 ・ 技 術 係 員	” 1 級	



(参 考)

### ラスパイレス方式による比較とは？

本市職員の給与と、民間企業の従業員の給与を比較する方法については、職員側の人員構成を基準として比較する、「ラスパイレス方式」と呼ばれる統計学上の手法を採用しています。

通常公表されている民間賃金の調査の結果は、単純な平均値であり、給与決定要素である職種、役職段階、年齢などが考慮されていません。例えば、若手社員の割合の高い会社の平均給与と、高齢社員の割合が高い会社の平均給与を比較して、どちらの会社が給与水準が高いと単純に言うことができないように、単純な平均値により給与水準の比較を行うことは適当ではありません。

「ラスパイレス方式」では、個々の市職員に対し、役職段階や年齢等の給与決定要素を同じくする民間の従業員の平均給与額を支給したとした場合の給与総額と、現に市職員に支払っている給与総額とを算出した上で、一人当たりどの程度の差があるかを算出します。

具体的には、下表のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の市職員の平均給与(B)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(C)のそれぞれに職員数(A)を乗じて(D)、(E)を算出し、その総計である(D')、(E')を職員数の合計で除した値を比較します。

なお、この比較方法は、国及び他の指定都市等でも採用しています。

<算定例>

(単位:人、千円)

区分	市役所		民間	職員給与計	民間給与計
	職員数(A)	平均給与(B)	平均給与(C)	A×B(D)	A×C(E)
大卒	22・23歳	100	205	20,000	20,500
	24・25歳	150	215	31,500	32,250
	∪	∪	∪	∪	∪
高卒	18・19歳	80	160	12,800	12,800
	20・21歳	100	170	18,000	17,000
	∪	∪	∪	∪	∪
係員計	800		190,000	200,000	
係長計	300		102,000	105,000	
局区長計	50		35,000	38,000	
役職別合計	2,000		860,000(D')	861,000(E')	

職員給与の平均 : 860,000千円 ÷ 2,000人 = 430,000円

民間給与の平均 : 861,000千円 ÷ 2,000人 = 430,500円

この例では、職員給与が民間給与を500円下回っていることとなります。



## 第3部 労働経済の動向

第16表 労働経済指標

項目			年度・年月		令和5				
			令和4年度	令和5年度	4月	5月	6月	7月	
生計費	消費支出 (総務省) [家計調査2人以上の世帯のうち勤労者世帯]	①全国	金額	※1 千円 320.6	※1 318.8	334.2	311.8	298.4	306.3
			前年比 前年同月比	※1 % 3.6	※1 △ 0.6	△ 2.9	△ 1.0	△ 0.7	△ 3.6
	②横浜市	金額	※1 千円 330.7	※1 340.3	377.7	314.9	319.4	318.5	
		前年比 前年同月比	※1 % 1.5	※1 2.9	2.6	△ 3.6	0.9	6.0	
物価	消費者物価指数 (総務省)	③全国	前年度比 前年同月比	% 3.2	3.0	3.5	3.2	3.3	3.3
		④横浜市	前年度比 前年同月比	% 3.0	2.9	3.3	3.1	3.3	3.1
	⑤国内企業物価指数 (日本銀行)		前年度比 前年同月比	% 9.5	2.3	5.8	5.1	4.1	3.6
賃金・労働時間 (厚生労働省) [毎月勤労統計調査]	⑥全国 [調査産業計]	きまって支給 する給与	金額	千円 304.5	309.4	310.9	307.7	309.5	309.8
			前年度比 前年同月比	% 2.1	1.7	1.0	2.1	1.8	2.0
	うち 所定内給与	金額	千円 279.6	284.7	285.1	283.5	285.2	285.0	
		前年度比 前年同月比	% 1.9	1.9	1.2	2.2	1.8	2.1	
	⑦神奈川県 [調査産業計]	きまって支給 する給与	金額	※1 千円 294.8	※1 307.9	312.9	307.0	310.8	308.7
			前年比 前年同月比	※1 % △ 1.5	※1 4.5	3.8	5.4	5.1	5.3
		うち 所定内給与	金額	※1 千円 272.1	※1 283.3	286.8	284.0	286.7	284.1
			前年比 前年同月比	※1 % △ 1.7	※1 4.1	3.5	4.7	4.7	5.3
	⑧総実労働時間数 [調査産業計]	時間数	時間 143.5	143.4	148.3	140.9	149.7	146.3	
		うち 所定外労働時間数	時間数	時間 12.2	12.0	12.6	11.7	11.9	12.0
雇用・生産	⑨常用雇用指数 (厚生労働省)		前年度比 前年同月比	% △ 0.3	0.8	0.7	0.8	0.6	0.7
	⑩有効求人倍率 (厚生労働省)			倍 1.31	1.29	1.32	1.32	1.31	1.30
	⑪実質国内総生産 (内閣府)		前年度比 前期比	% 1.6	0.8	0.7			

(注) 1 ⑥、⑦、⑧、⑨は、事業所規模30人以上(パート・アルバイトを含む。)の数値である。  
2 ③、④、⑤、⑥、⑦、⑨は、令和2年基準の数値である。  
3 ⑪は、平成27年連鎖価格である。  
4 ※1欄は、暦年の数値である。  
5 数値は、令和6年9月11日時点のものである。

年					令和6年			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
311.5	311.7	330.6	301.7	348.9	313.2	307.8	353.8	345.0
△ 3.4	△ 0.7	0.6	△ 2.1	△ 1.4	△ 5.4	3.0	4.1	3.2
333.8	361.2	311.1	333.4	365.4	399.5	408.6	359.1	374.0
3.2	△ 1.4	△ 4.3	17.3	△ 10.9	30.3	24.2	△ 13.1	△ 1.0
3.2	3.0	3.3	2.8	2.6	2.2	2.8	2.7	2.5
2.7	3.0	3.3	2.8	2.5	2.1	2.7	2.8	2.8
3.4	2.2	1.1	0.5	0.3	0.3	0.7	0.9	1.1
307.3	308.6	311.0	310.9	311.2	306.3	308.1	312.1	316.5
1.8	1.5	1.8	1.7	1.7	1.2	1.9	2.1	2.3
283.2	284.2	285.6	285.2	285.8	282.7	284.2	287.2	291.3
2.0	1.6	2.0	1.9	2.1	1.5	2.2	2.3	2.5
308.6	305.8	310.2	306.4	311.7	315.2	316.1	319.4	327.6
4.7	3.3	5.1	3.5	4.4	2.1	2.4	2.9	3.1
284.4	282.3	285.2	281.4	286.3	290.6	291.0	293.6	301.9
4.3	3.1	5.1	3.4	4.5	2.3	2.5	3.0	3.6
139.3	143.4	146.4	146.3	143.3	134.9	139.7	141.9	147.5
11.2	12.0	12.5	12.3	12.1	11.2	11.7	12.2	12.2
0.7	0.8	0.8	1.0	1.1	0.9	1.0	1.2	1.1
1.30	1.29	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26
△ 1.1		0.1			△ 0.6			





明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA